

平成 28 年

南三陸町議会会議録

第9回定例会 12月6日 開会
12月12日 閉会

南三陸町議会

平成 28 年 12 月 6 日 (火曜日)

第 9 回南三陸町議会定例会会議録

(第 1 日目)

平成28年第9回南三陸町議会定例会会議録第1号

平成28年12月6日（火曜日）

応招議員（16名）

1番	後 藤 伸太郎 君	2番	佐 藤 正 明 君
3番	及 川 幸 子 君	4番	小野寺 久 幸 君
5番	村 岡 賢 一 君	6番	今 野 雄 紀 君
7番	高 橋 兼 次 君	8番	佐 藤 宣 明 君
9番	阿 部 建 君	10番	山 内 昇 一 君
11番	菅 原 辰 雄 君	12番	西 條 栄 福 君
13番	後 藤 清 喜 君	14番	三 浦 清 人 君
15番	山 内 孝 樹 君	16番	星 喜美男 君

出席議員（16名）

1番	後 藤 伸太郎 君	2番	佐 藤 正 明 君
3番	及 川 幸 子 君	4番	小野寺 久 幸 君
5番	村 岡 賢 一 君	6番	今 野 雄 紀 君
7番	高 橋 兼 次 君	8番	佐 藤 宣 明 君
9番	阿 部 建 君	10番	山 内 昇 一 君
11番	菅 原 辰 雄 君	12番	西 條 栄 福 君
13番	後 藤 清 喜 君	14番	三 浦 清 人 君
15番	山 内 孝 樹 君	16番	星 喜美男 君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

町長部局

町	長	佐 藤 仁 君
副	町	長 最 知 明 広 君

会計管理者兼出納室長	芳賀 俊	幸 君
総務課長	三浦 清	隆 君
企画課長	阿部 俊	光 君
震災復興企画調整監兼 地方創生・ 官民連携推進室長	檀浦 現	利 君
管財課長	仲村 孝	二 君
町民税務課長	佐藤 和	則 君
保健福祉課長	三浦 浩	君
環境対策課長	小山 雅	彦 君
産業振興課長	高橋 一	清 君
産業振興課参事 (農林行政担当)	佐久間 三津也	君
建設課長	三浦 孝	君
建設課技術参事(漁港・漁集事業担当)	宮里 憲	一 君
危機管理課長	佐藤 修	一 君
復興事業推進課長	糟谷 克	吉 君
復興市街地整備課長	小原田 満	男 君
上下水道事業所長	及川 明	君
総合支所長兼 地域生活課長	阿部 修治	君
南三陸病院事務長	佐々木 三郎	君
総務課長補佐	大森 隆市	君
総務課主幹兼 財政係長	佐々木 一之	君

教育委員会部局

教育長	佐藤 達朗	君
教育総務課長	菅原 義明	君
生涯学習課長	阿部 明広	君

監査委員部局

代表監査委員	芳賀 長恒	君
事務局長	佐藤 孝志	君

選挙管理委員会部局

書記長

三浦清隆君

農業委員会部局

事務局長

佐久間三津也君

事務局職員出席者

事務局長

佐藤孝志

総務係長
兼議事調査係長

畠山貴博

議事日程 第1号

平成28年12月6日（火曜日） 午前10時00分 開会

- 第1 会議録署名議員の指名
 - 第2 会期の決定
 - 第3 諸般の報告
 - 第4 行政報告
 - 第5 一般質問
-

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第5まで

午前9時5分 開会

○議長（星 喜美男君） おはようございます。

本日より12月定例会の開催となります。師走に入りまして、何かとせわしいところでございますが、審議のほうはしっかりと十分に行っていただきたいと思います。なお、円滑な議会運営にご協力よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席議員数は15人であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第9回南三陸町議会定例会を開会いたします。

遅刻議員、9番阿部 建君となっております。

なお、傍聴の申し出があり、これを許可しております。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（星 喜美男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において12番西條栄福君、13番後藤清喜君を指名いたします。よろしくお願ひいたします。

日程第2 会期の決定

○議長（星 喜美男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会での協議もあり、本日から12月12日までの7日間とし、うち休会を10日、11日にいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月12日までの7日間と決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（星 喜美男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

11月8日、仙台市において、宮城県による平成28年文化の日の表彰式が行われ、後藤清喜議員が、地方自治功労表彰を受賞されましたので、議員皆さんにご報告をいたします。

後藤清喜君、まことにおめでとうございました。

議会閉会中の動向、町長送付議案及び説明のための出席要求につきましては、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に、お手元に配付しておりますとおり、議員提出議案1件、陳情3件が提出され、これを受理しております。

次に、監査委員よりお手元に配付しておりますとおり、例月出納検査報告書が提出されております。

次に、一般質問は、後藤伸太郎君、及川幸子君、今野雄紀君、佐藤正明君、菅原辰雄君、小野寺久幸君、山内昇一君、以上7名より通告書が提出され、これを受理しております。

次に、総務常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、議会資料の4ページ目をお開きいただきたいと思います。

平成28年11月21日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

総務常任委員長 高橋兼次。

平成28年第7回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 (1) 平成28年2月2日（火）

(2) 平成28年5月25日（水）

(3) 平成28年8月24日（水）

(4) 平成28年10月31日（月）

2、調査の場所 (1) 東北電力女川原子力発電所

(2) 南三陸町役場議員控室

(3) 佐賀県玄海町

(4) 宮城県登米市

3、調査の事件 防災対策の取り組みについて

4、調査目的、記載のとおりでございます。

5、調査項目、記載のとおりでございます。

5ページをお開きいただきたいと思います。

6、調査の概要でございます。

初めに、東北電力女川原子力発電所の記載でございます。

朗読させていただきます。

東北電力女川原子力発電所は、宮城県牡鹿郡女川町と石巻市牡鹿町に立地し、南三陸町は約半分が、国が定めた、施設から30キロメートルのUPZ（緊急時防護措置準備区域）に入っています。原子力発電所の事故の際の避難計画の策定と電力会社との安全協定の締結がなされており、総務常任委員会では、原子力発電所の事故の際の住民の安全を考える参考にするために、発電所の安全対策を重点に調査を行った。

それから、下から5行目にあります（2）の聞き取り調査の分です。

南三陸町危機管理課から町の地域防災計画における風水害等と原子力災害に関して、災害発生時の対応について、計画策定の経緯経過、今後の課題等の説明を受けた。

次ページをお開きいただきたいと思います。

イ 風水害等に対する対応について

土砂災害危険区域の指定については、平成28年5月1日までに県から町内25区域が土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されており、そのうち21区域が土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されている。

さらに、指定の告示をされた箇所が216カ所あり、平成31年度終了を目標に基礎調査が行われている。

ロ 原子力災害への対応について

原子力災害発生時の避難指示は国が出すことになっており、連絡系統については、国・県からはJアラートなどさまざまなルートがある。また、東北電力専用のファクスが危機管理課にある。

避難は5キロメートル圏内の人を優先的に避難させて、その間UPZ圏内のは屋内退避となる。UPZ圏内の避難対象人数は約2,000人弱で、受け入れ先は登米市の4カ所となっているが、運営や初動体制についての具体的な協定等については、訓練等を踏まえてこれから作業になっている。

内部被曝を少なくするためのヨウ素剤の配布については、国の指示や医師の判断が必要なので、病院に置いている。

（3）佐賀県における調査でございます。

佐賀県玄海町における調査では、2015年度佐賀県原子力防災訓練の様子を撮影した映像を視聴した後、玄海町総務課で作成した資料「防災対策について」と「玄海町の特別養護老人ホーム「玄海園」放射線防護対策概要」を使用して説明を受けたものである。

次ページをお開きいただきたいと思います。

玄海町は、全域が原発から10キロメートル圏内の中に入り、隣接する市・町とともにUPZ(原発から30キロメートル圏内)の中に入る。

議会には、全員による「原子力対策特別委員会」が設置され、年に3から4回開催され、原発推進あるいは反対の意見を持つ有識者を招いて研修を行っている。

原子力発電所について、現在原子力規制委員会で審査中であるが、再稼働の時期については未定ということである。

「原子力災害対応避難（行動）計画」が定められており、計画に基づいて毎年県との共催で避難訓練が行われているということあります。

それから、8ページをお開きいただきます。

（4）であります。登米市の調査でございます。

登米市は、南三陸町のすぐ西側に隣接しており、災害発生時における協力の重要なパートナーとなっている。

上から5行目から再度朗読いたします。

登米市では、「災害対応マニュアル」により、風水害、地震、原子力などの災害に対して各あるいは複合災害に対応することとなっている。

マニュアルには、災害発生した際の警戒配備の設置基準、警報の発令、発令時の対応、対策本部の設置、初動活動、避難勧告・指示の発令などが細かく書かれていて、発令基準や情報伝達方法、情報の取得方法等について市民に広報されている。

以上であります。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。総務常任委員長、高橋兼次君。

○7番（高橋兼次君） おはようございます。総務常任委員会でございます。

所管の調査についての全容は、ただいま局長が朗読したとおりでございますが、調査が終了しておりますので、まとめております結びの4行目から朗読をし、報告したいと思います。

南三陸町においては、東日本大震災からの復興途上で、従来の災害対策に加え、復興工事における災害対策や、まちづくりにおける災害対応の整備も求められており、状況変化に応じ

た災害や事故対策について不断の見直しと検証を行っていくことが必要である。

また、原子力発電所における重大事故から住民の命と暮らしを守るために、安全対策や避難計画の策定、避難訓練等事故に対する備えとその検証を怠らないことが重要である。

いつ起きるかわからない、またいつ起きてもおかしくない大災害から町民の生命・財産を守るために、議会は災害発生時における対応について、マニュアル等の策定が急務と考えるものであります。

防災対策に最も重要なのは、行政と住民との信頼関係に基づく防災認識の向上であり、なお一層の周知徹底が求められております。

以上でございます。よろしくお取り計らいのほどをお願いします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し、疑義がありましたら疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で総務常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、産業建設常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりましたので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要な部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、9ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年11月30日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

産業建設常任委員長 山内昇一。

平成28年第7回定例会で議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 (1) 平成28年10月7日(金)

(2) 平成28年11月9日(水)

2、調査の場所 (1) 南三陸町役場議員控室

(2) 南三陸町役場議員控室及び現地調査

3、調査の事件 道路整備状況について

4、調査目的、記載のとおりでございます。

5、調査項目、記載のとおりでございます。

10ページをお開きいただきたいと思います。

6、調査の概要でございます。3行目から朗読いたします。

町が管理している道路には町道・林道・農道があり、町道は464路線で延長287.1キロメートル、林道は38路線で延長62.7キロメートル、農道は69路線で延長76.5キロメートル、各路線の総計は571路線で延長426.4キロメートルであり、平成27年度の整備・維持に伴う決算額は8,565万6,000円と多くの経費で管理を行っている。改良の割合は50.3%と低い現状や各路線の問題点などの聞き取りを行った。

新設・改良計画について、新設道路計画は9路線で5.97キロメートル、概算事業費11億9,100万円、道路改良計画は17路線で15.7キロメートル、概算事業費29億1,100万円と多額の事業費が必要である。町単独の予算では不可能状態であり、国の社会資本整備総合交付金を活用し、改良に向かうが、町の負担も大きく発生してくる。

(2) 事業実施中の町道の現状と今後の道路改良計画につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。産業建設常任委員長山内昇一君。

○10番（山内昇一君） 産業建設常任委員会も、今回の調査は終了となっておりますので、結びの11ページ、真ん中辺からご説明させていただきたいと思います。

現下の財政状況では、単独事業などでは非常に厳しい状況の中であるが、日常の生活道路であり路線ごとに改良工事や維持管理を計画的に考えていく必要がある。

震災復興において、住民生活再生のため、高台団地や災害公営住宅の整備工事が進み、新たに設置された路線やこれから計画される避難道路、三陸沿岸道路に接続する道路、国・県道の改良に伴う町道の新設など、その維持管理を含め課題が山積み状態にあります。

新設道路や改良工事においては、地域に合う道路計画、予算の確保、土地の買収と大きな課題がある。事業を進めるには、国の社会資本整備総合交付金を活用しながらの整備計画となり、町の負担も大きく発生してくる。

道路は日常の住民生活と密接にかかわる重要な生活インフラであり、その整備に予断なくかつ計画的に取り組むことを強く望む。

以上が報告となります、よろしくご理解とご承認をお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し、疑義がありましたら、疑義をたたず発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で産業建設常任

委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、民生教育常任委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の所管事務調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、12ページをお開きいただきたいと思います。

平成28年11月30日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

民生教育常任委員長 菅原辰雄。

平成28年第7回定例会において議決された、閉会中の所管事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 平成28年11月16日（水）

2、調査の場所 （1）社会福祉法人南三陸町社会福祉協議会

（2）南三陸町役場議員控室

3、調査事件 民生教育・環境行政について

4、調査目的、記載のとおりでございます。

5、調査項目、記載のとおりでございます。

6、調査の概要、初めに、社会福祉協議会においての調査でございます。

①事務所は震災前は廻館97番地、現在は沼田14番地の3（ケアセンター内）

②主な独自事業

・社協会費、毎戸1,200円、平成28年度は合計で4,400万円ほど

・赤い羽根共同募金運動、昨年度より毎戸700円徴収

13ページをお開きいただきます。

・生活福祉資金貸付事業、震災後に実施した緊急貸付は81件

・生活安定資金貸付事業、南三陸の独自事業で震災後の貸付件数は10件

・介護保険事業

・ほっとバンク事業、登録ボランティア84名

・大津市社協友好協定

③主な委事業につきましては、記載のとおりです。

④施設整備について

・入谷・戸倉デイサービスセンター（定員各11名）

・福祉モール建設予定（定員17名）

（2）教育総務課より聞き取り調査を行った事項でございます。

①不登校の定義

一般的には「何らかの心理的、情緒的、身体的、社会的要因背景により30日以上欠席した者」とされている。

②歴史的経過

不登校の状況、それから不登校の発生時期、不登校の難しさ等につきましては記載のとおりでございます。

14ページをお開きいただきます。

⑥不登校への取り組み

未然防止・初期対応・自立支援と3つの取り組みがある。

⑦本町における学校復帰支援の概要

「南三陸町子どもの心のケアハウス」「はまゆり教室」、役場第2庁舎内
イ 趣旨

東日本大震災の影響を初めとするさまざまな要因により、心のケアを必要とする児童生徒等に対し、必要な支援を行うため。

ロ 指導方針

個々に応じた「心のサポート」「適応サポート」「学びサポート」の3機能に関する適切な支援や指導を行い、健全な児童生徒の育成を図る。

ハ 通所支援

町民バスやB R Tによる交通費助成対象。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。民生教育常任委員長菅原辰雄君。

○11番（菅原辰雄君） 概要等に対しては、ただいま事務局をして朗読したとおりでございますので、14ページの結びを朗読いたします。

震災から、社会福祉協議会は介護事業と福祉事業を手がけてきたが、職員不足を補うためにも、多くの支援員の協力のもと各事業を実施してきた。

また、震災前の「福祉の里」デイサービスセンター（定員35名）等の施設が流されたことに

より、新たな施設が入谷・戸倉に開設され運営されている。残りは、沼田に新しく計画された「福祉モール」デイサービスセンターが新設される。この地区は、公営住宅も多く高齢化も40%近く、利用者もふえることと思う。

しかしながら、営利を目的としない社会福祉法人は、財源の確保が難しい。また、震災以降続いてきた緊急雇用も縮小され、人材の確保も厳しい状況にある。端的に言って、お金と人は集まらないのに、やらなければならることはふえる一方と言える。

組織体制にも動きがあり、事務局長が不在の中、体制の早急な整備は必須だが、すぐに解決できる状況ではない。今後も町と連携・情報共有を密にして対応していく必要がある。

次に教育現場です。

不登校児童生徒の問題について、今回の調査で確認できたことは、震災前、町内の小学校に不登校児童はなかったが、震災後、当町の不登校児童は平成25年度に0.77%、平成27年度に0.67%になるなど、県や全国平均を上回り、中学生については平成27年度に3.66%と全国平均を上回った。

震災後、町内の児童生徒が減少したことにより、不登校の割合が上昇したものだが、教育委員会としても、この事態を重要視し「はまゆり教室」を設置するなど不登校児童生徒が安心できる居場所づくりを行い、学校への復帰を最終目標として運営に当たっている。

はまゆり教室で実際に児童生徒が通所した実績はまだないが、逆に、担当者が学校に出向き、個別の状況を把握しながら何度も声掛けをすることで、状況が改善されているケースもある。常に誰かが子供たちに目をかけ、声をかけることができる学校、地域を震災からの復興という中でいかにつくり上げていくかが重要である。

教育現場においては努力の跡がうかがわれるが、じっくり見守りながら、適切な支援と多様な学習の場が提供されるよう望むものである。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君）　委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で民生教育常任委員会所管事務調査報告を終わります。

次に、議会運営委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君）　それでは、16ページをお開きいただきます。

平成28年10月12日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成28年第7回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 平成28年10月12日（水）

2、調査の場所 南三陸町役場議員控室

3、調査の事件 議会の運営に関する事項

4、調査の概要 第8回臨時会の議会運営について、議長の諮問により次の事項を調査した。（1）から（5）につきましては記載のとおりでございます。

17ページをお開きいただきます。

平成28年11月11日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成28年第7回定例会で議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 平成28年10月27日（木）

2、調査の場所 （1）石川県内灘町

（2）石川県中能登町

3、調査の事件 議会運営に関する事項

4、調査の目的、記載のとおりでございます。

5、調査の項目、記載のとおりでございます。

6、調査の概要、18ページをお開きいただきます。

内灘町の取り組みでございます。上から2行目から朗読いたします。

内灘町では、平成23年に議長の提案で議会改革の一環として検討を開始し、平成25年、先進導入をしている埼玉県飯能市を視察し、タブレット導入による効果を確認して、平成26年4月から導入し有効に活用されているということである。

タブレット端末の導入については、以下のような考え方方が上げられていた。

1. 会議等で使用する紙ベース資料の削減と資源の有効活用などのためにペーパーレス化を図る。

2. 会議開催通知や緊急連絡、行事予定の速やかな情報伝達を図る。

3. 大規模災害発生時の議員の安否確認、情報の共有化、双方向の情報伝達など、危機管理上の緊急連絡と後方支援に利用できる。

4. 自宅にパソコンがなくても、いつでも先進事例等の調査が行えること、各種資料や会議録を閲覧できる、また、録画機能を使って視察等に活用するなど、政務活動調査に活用できる。

5. タブレットは町の備品として、利用に係る費用は3分の2を議員が負担し、報酬からの天引きとするということです。

19ページをお開きいただきます。

中能登町の取り組みでございます。

中能登町における議会活性化委員会を設置した議会活性化の取り組み及び議会基本条例制定に向けた取り組みについて、また、議会の委任による町長の専決事項の規定について、中能登町議会運営委員会から説明を受けた後、質疑を行ったものである。

中能登町では、議会活性化・議会改革について以下のような取り組みを行ってきている。

1. 執行部からの協議事項や報告事項などの案件について会議する常任委員会の月1回開催と、常任委員会での会議について各委員長から報告を行う全員協議会の月1回の開催。

2. 月1回以上の会議傍聴と年1回以上の議会との意見交換会を行い、傍聴した意見・感想と、町のホームページの議会内容についての意見・感想を述べてもらうための議会モニターを設置している。

3. 女性協議会や区長会との議会懇談会の開催。

4. 年4回の「議会だより」の発行。

5. 通年議会制の導入。

6. 議員ハンドブックを毎年作成し、議員と執行部に配布するということでございます。

21ページをお開きいただきます。

平成28年12月1日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成28年第7回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のと

おり報告します。

記

1、調査を行った日 平成28年11月11日（金）・12月1日（木）

2、調査の場所 南三陸町役場議員控室

3、調査の事件 議会の運営に関する事項

4、調査の項目 議会基本条例について

22ページをお開きいただきます。

平成28年12月1日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会運営委員長 後藤清喜。

平成28年第7回定例会において議決された、閉会中の所掌事務調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 平成28年12月1日（木）

2、調査の場所 南三陸町役場議員控室

3、調査の事件 議会の運営に関する事項

4、調査の概要 第9回定例会の議会運営について、議長の諮問により次の事項を調査したということで、（1）から（9）の項目につきましては記載のとおりでございます。
以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会運営委員長
後藤清喜君。

○13番（後藤清喜君） ただいま調査の場所、概要については局長朗読のとおりであります。

ただ、議会の活性化に取り組んでおります先進地を視察研修しましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

20ページをお開き願います。

結び。タブレット端末を使用した議会運営については、近隣市町においても議会でのタブレットパソコンの導入が進んでいる。

内灘町における調査においても、会議や政務調査における資料の閲覧、連絡・情報共有・危機管理への対応などの迅速化が図られること、さらに、ペーパーレス化による経費削減など、その効果が期待できると思われる所以、早期導入の検討を行うことを提案する。

また、震災からの復興が道半ばの状況で、地域産業再生のための地方創生への取り組みなど、地域経済の活性化や町民の福祉向上のために、議会の果たす役割と責任は大きくなっている。住民とともにまちづくりを進めるための開かれた議会活動を進めるために、議会基本条例の制定や住民との懇談会の充実など、不断の議会改革の取り組みを進める必要性がある。

以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） おはようございます。3番及川です。

結びの中で、大変いいことだというお話のようですが、これを見た限りでは、やはり大変いことだと思います。そこで、18ページの中で、26年度のタブレットパソコン導入予算は123万140円を要したということなんですねけれども、そう多額な経費でないと思われますけれども、この議員定数、こここの議員定数何名でしたのかお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 後藤清喜君。

○13番（後藤清喜君） ちょっと議員定数については、今、資料は持ち合わせておりませんので、後で報告申し上げたいと思います。ただ、ここで議員の報酬が36万、そういう、まず議員報酬が、専業議員化というか、そういう議会でございます。ただ、タブレットを、やはり議会中に資料の請求等がありますと議会が中断するということで、その端末に常に各自資料をしていれば、すぐ簡単に見られるということで、議会審議も早まるということで導入しているようございます。

○議長（星 喜美男君） 3番議員、委員会報告ということで経過と結果ということで、細かい部分は直接後で伺ってください。

ほかにございますか。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会運営委員会調査報告を終わります。

次に、議会広報に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要な部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） 23ページをお開きいただきます。

平成28年11月29日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会広報に関する特別委員長 後藤伸太郎。

平成28年第7回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 (1) 平成28年10月4日(火)、11日(火)、18日(火)、11月29日(火)
(2) 平成28年11月7日(月)
- 2、調査の場所 (1) 南三陸町役場議員控室
(2) 宮城県自治会館
- 3、調査の事件 議会広報及び広聴に関する調査
- 4、調査の目的、記載のとおりでございます。
- 5、調査の結果、記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会広報特別委員長後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ただいまご報告があったとおりでございます。実際に、議会広報のいわゆるクリニックを受けて、議会広報のさらなる町民の皆さんに理解が深まるような内容にしていこうというふうな調査を行ったところであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で議会広報に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、議会行財政改革に関する特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長（佐藤孝志君） それでは、24ページをお開きいただきます。

平成28年11月29日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

議会行財政改革に関する特別委員長 山内孝樹。

平成28年第7回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

1、調査を行った日 (1) 平成28年9月16日(金)
(2) 平成28年10月12日(水)
(3) 平成28年10月24日(月)
(4) 平成28年11月4日(金)、7日(月)、8日(火)
(5) 平成28年11月29日(火)

2、調査の場所 (1)～(3)・(5) 南三陸町役場議員控室
(4) 登米市・南三陸町内9カ所

3、調査の事件 議会における行財政改革に関する調査

4、調査の項目につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○議長(星 喜美男君) 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。議会行財政改革特別委員長山内孝樹君。

○15番(山内孝樹君) ただいま事務局長をして朗読のとおりであります、震災後3回目となります住民と議会との懇談会について、9地区の会場にて開催をさせていただきました。また、このテーマといったしましては、議員の定数等により皆さんのご意見を頂戴したものであります。あわせて、ただいま調査を進めておる議会基本条例等について取り組んでおるところでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長(星 喜美男君) 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。(「なし」の声あり)ないようありますので、以上で議会行財政改革に関する特別委員会調査報告を終わります。

次に、東日本大震災対策特別委員会より、お手元に配付したとおり、閉会中の調査報告書が提出されておりますので、職員をして朗読させます。朗読は、全文の朗読を省略し、必要部分のみといたします。局長。

○事務局長(佐藤孝志君) それでは、25ページをお開きいただきます。

平成28年10月12日。

南三陸町議会議長 星 喜美男殿。

東日本大震災対策特別委員長 山内孝樹。

平成28年第7回定例会において議決された、閉会中の継続調査を行った結果を下記のとおり報告します。

記

- 1、調査を行った日 (1) 平成28年10月3日(月)
(2) 平成28年10月12日(水)
- 2、調査の場所 (1) 女川町
(2) 南三陸町役場大会議室兼議場
- 3、調査の事件 東日本大震災に関する対策
- 4、調査の事項につきましては記載のとおりでございます。

以上です。

○議長（星 喜美男君） 委員長の補足説明がありましたら、説明を求めます。東日本大震災対策特別委員長山内孝樹君。

○15番（山内孝樹君） 当町もそうですが、甚大な、震災により被害を受けました女川町議会との震災復興に関する意見交換等をしてまいりました。またあわせまして、志津川中央団地の宅地擁壁工事に関する施工不良等についても、この委員会の中で調査をしてまいりました。よろしくお願ひをいたします。

○議長（星 喜美男君） 委員長報告並びに委員長説明に対し疑義がありましたら、疑義をただす発言を許します。（「なし」の声あり）ないようありますので、以上で東日本大震災対策特別委員会調査報告を終わります。

これで諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告

○議長（星 喜美男君） 日程第4、行政報告を行います。佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） おはようございます。

本日、平成28年第9回定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様にはご多忙の中、ご出席を賜り感謝を申し上げます。

第8回臨時会以降の行政活動の主なものについて、ご報告を申し上げます。

初めに、三陸沿岸道路、登米志津川道路（三滝堂インターチェンジから志津川インターチェンジ区間）の開通式についてご報告を申し上げます。

国土交通省が整備を進めておりました三陸沿岸道路、登米志津川道路のうち、三滝堂インターチェンジから志津川インターチェンジまでの9.1キロメートル区間の整備がこのたび完了し、10月30日、志津川インターチェンジを会場に、安倍内閣総理大臣を初め、約400名の関係者が出席のもと、開通式がとり行われました。

本区間の開通は、震災から5年目という節目の年に、三陸沿岸復興道路として、初めて宮城県内陸部から東日本大震災の被災地である沿岸部への延伸開通であり、さらなる復興の加速化に向け、その整備効果を大いに期待するところであります。

また、南三陸道路の志津川インターチェンジから、仮称であります南三陸海岸インターチェンジまでの区間につきましても、現在、整備が進められており、今年度中の供用開始が予定されておりますことから、一日も早い供用開始を目指し、国・県並びに関係機関との連携をこれまで以上に強化してまいりたいと考えておりますので、議員皆様方のさらなるご協力をお願いを申し上げます。

次に、鳥取県中部地震による被災地への職員派遣等についてご報告を申し上げます。

去る10月21日、鳥取県中部を震源とする地震の発生により、鳥取県倉吉市、湯梨浜町及び北栄町において震度6弱を観測するなど、揺れの大きい市町村では家屋の損壊や水道管破裂などの被害が発生いたしました。この場をお借りいたしまして、被災された多くの方々にお見舞いを申し上げさせていただきます。

この被災に伴う全国自治体への人的支援要請につきましては、家屋等の一部損壊が広範囲にわたりました湯梨浜町において、被災家屋の被害認定に係る人員が不足しているとのことから、鳥取県から宮城県を通じて職員派遣の要請が行われました。

本町では、東日本大震災の被災に際し、多くの自治体等から人的支援をいただいていること、さらには今年度、湯梨浜町から1名の応援職員を派遣いただいていることから、いち早く派遣要請に応じることを決定し、10月31日から11月11日までの期間、家屋被害認定の実務経験者を中心として、湯梨浜町に計6名の職員を派遣をいたしました。

派遣した職員からの報告によりますと、倒壊など著しい被害を受けた家屋は見受けられず、ほとんどの被災家屋は屋根瓦の落下等による比較的軽微な被害であり、屋根にブルーシートをかけた家屋が多く見られたとのことでありました。

しかしながら、一次調査の申請が約1,500件に及びましたことから、早急に罹災証明書が発行できる体制を整えるべく、湯梨浜町の職員や他の自治体から派遣されました職員等と協力し、3人1組で最大16班の編成により集中的に調査を行い、その結果、11月11日の時点における一次調査の申請物件は全て調査を完了するに至りました。

本町からの職員派遣につきましては、被災家屋の認定調査が一定程度進んだこと、また湯梨浜町における避難所の閉鎖やインフラの復旧完了等が確認できたことから、職員を引き上げることとし、今後につきましては、湯梨浜町の復興にとりまして必要なノウハウを提供する

など、持続可能で効果的な支援に努めてまいりたいと考えております。

次に、11月22日に発生いたしました福島県沖を震源とする地震に伴う災害対応等についてご報告を申し上げます。

11月22日、午前5時59分に福島県沖を震源として発生いたしましたマグニチュード7.4、福島県内で最大震度5弱を観測した地震により、本町では志津川観測点で震度3、歌津観測点で震度2を観測し、午前6時2分には宮城県沿岸に津波注意報が発表されました。

町では、津波注意報の発表等を受け、同時に副町長を本部長とする南三陸町津波災害警戒本部を設置し、初動対応として津波情報の収集や広報の実施等に当たっていたところ、午前8時9分、宮城県沿岸に津波警報が発表されたことから、同時に副町長を本部長代理とする南三陸町津波災害対策本部を設置し、町内全域を対象に避難指示を発令するとともに、全庁体制で避難所の開設や避難広報等の実施等、必要な対応を行ったところであります。

今般の津波につきましては、仙台港における140センチメートルの観測を初め、岩手県から千葉県にかけての太平洋沿岸、伊豆・小笠原諸島といった広い範囲で観測され、本町設置の潮位計においては、午前7時54分に名足漁港で55センチメートル、午前7時55分に長清水漁港で37センチメートル、午前8時11分に荒砥漁港で36センチメートルを最大波として、それぞれ観測をしたところでございます。

なお、この津波による水産被害につきましては、志津川地区において漁船1隻が一部破損したほか、カキ養殖施設で、いかだの緩みによる絡まり等の被害が2件発生いたしましたが、それぞれ修復が完了しているとの報告が寄せられております。

以上を申し上げて、行政報告とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 暫時休憩をいたします。

町長の行政報告等に対し伺いたいことがあれば、休憩間に伺ってください。

なお、請願・陳情の処理状況についても含むものといたします。

午前10時47分 休憩

午前11時51分 開議

○議長（星 喜美男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

書面にて提出された工事関係等の行政報告に対する質疑を許します。（「なし」の声あり）

ないようありますので、以上で工事関係等の行政報告に対する質疑を終了いたします。

これで行政報告を終わります。

ここで昼食のための休憩をいたします。

再開は1時10分といたします。

午前1時52分 休憩

午後 1時08分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいですので、休憩前に引き続き会議を開きます。

9番阿部 建君が着席しております。

日程第5 一般質問

○議長（星 喜美男君） 日程第5、一般質問を行います。

通告1番後藤伸太郎君。質問件名、1、公営住宅等の今後は。2、新商店街の活性化を。以上2件について、一問一答方式による後藤伸太郎君の登壇、発言を許します。1番後藤伸太郎君。

[1番 後藤伸太郎君 登壇]

○1番（後藤伸太郎君） 改めまして、よろしくお願ひいたします。

ただいま議長から許可をいただきましたので、この壇上から一般質問をさせていただきたいと思います。

質問件数は2件ありますが、こちらからは、この壇上からは1件目の公営住宅等の今後はということで、町長にお伺いいたします。

公営住宅等としたのは、さまざま思いがあるわけですけれども、今年度末に大体整備が完了します災害公営住宅、震災によって多くのものが町内においては変わりました。しかし、ここまで住まいの形態というものが激変したということは、今までに恐らくないんだろうなというふうに思います。

思い返せば、震災があって我々は最初避難所に身を寄せて、仮設住宅に入って、今まで高台移転、災害公営住宅への転居というようなことを迫られています。その都度、コミュニティをその都度新たに形成してきたというような5年半、間もなく6年を迎ますが、という時間だったのかなと思います。

その地域のコミュニティーをどう再構築していくのかということが、復興期から発展期に入していく今、極めて重要な課題だと思っておりますので、今回の質問に至ったわけでございます。

細かくは、1件目といたしまして、復興住宅が一般開放されました。要は、被災していない方も入居していいよということになったわけですが、その現在の状況と今後の予定はどうになっているのか。

2点目といたしまして、一部の仮設住宅が、期限つきですが町外からの移住者向けに使っていいよというような募集が始まっていると伺っております。それに関しての、実際に入居したいというような問い合わせの状況と、また今後の予定はどうなっているのか。

それから3点目といたしまして、先ほど申し上げました、地域のコミュニティーをつくっていく上で非常に重要な行政区、これを再編していかなければいけません。そのスケジュールはどのようにになっているのかということをお伺いいたします。

以上、壇上からの質問とさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、後藤伸太郎議員の1件目のご質問、公営住宅等の今後についてということについてお答えをさせていただきたいと思います。

ご質問の1点目にございます復興住宅の現在の状況と今後の予定ということについてであります、復興住宅への被災者以外の入居につきましては、平成27年度に国土交通省の見解を受けまして、宮城県において対応方針が決定をされました。この方針では、全ての住宅整備が完了した後でなければ、一般開放に向けた手続ができないということにされておりましたが、ことしの7月になりますが、県の対応方針が緩和されたことを受けまして、必要な手続を経た上で、10月に入谷と名足の戸建て住宅の一般開放を実施したところであります。

今回の一般開放に伴う公募においては、2地区の空き戸4戸のうち2戸、半分ですが、2戸が入居決定ということになってございます。復興住宅の空き戸については、既に入居済みとなっているその他の地区においても発生をしていることから、復興住宅への入居による被災者の居住の安定を最優先に考え、復興住宅入居の意向確認及び入居申し込みに係る手続を早急に進めた上で、空き戸対策としての一般開放に必要となる手続を進めていきたいというふうに考えております。

次に、ご質問の2点目、移住者向けの仮設住宅の活用についてであります、町では、移住・定住対策としてさらなる災害公営住宅の一般開放実施までの間の暫定的な措置といたしまして、仮設住宅を活用した移住・定住者の受け入れを開始したところであります。沼田の1期の仮設、戸倉中学校グラウンドの仮設、入谷中学校の跡地の仮設、平成の森の仮設からそれぞれ2戸から3戸、合計10戸の仮設住宅を準備をしたところであります。

入居希望者の募集につきましては、本年11月16日から12月9日までを募集期間として実施しております。現在のところ、問い合わせが9件、そのうち3件から申し込みがあったということになっております。募集期間終了後は、申し込み者の要件を確認し、有効な申し込みが募集戸数を上回った場合、抽選で入居者を決定したいというふうに考えております。また、申し込みが募集戸数に満たない場合は、随時申し込みに切りかえ、入居者を募集していく予定しております。

ご質問の3点目になりますが、行政区再編のスケジュールについてお答えをさせていただきますが、東日本大震災により多くの行政区、とりわけ市街地においては構成世帯の全てが流失するなどし、従前の区域に居住が存在しないといった行政区も存在する一方、従前と比較した場合において区域内の世帯数が著しく増加した行政区も存在するといった現状にあります。

公営住宅の建設に伴う行政区の再編に関しましては、これまで入谷桜沢地区及び歌津名足地区への公営住宅設置に伴い、入谷復興住宅については、その区域をもって新たに板林行政区と設定し、名足復興住宅については既存の名足行政区への編入としたほか、最近になっては志津川西復興住宅について既存の田尻畠行政区に編入するなどしたところでございます。引き続き、公営住宅の建設、竣工が進む現在においては、町の基本的な考え方や行政区の区割り案をお示しするなどしながら、志津川東団地東工区について、南三陸病院南側を含む新たな行政区とすること、また、戸倉団地については公営住宅と防災集団移転世帯をそれぞれ新たな行政区とすることなどを予定し、公営住宅の管理自治会や周辺住民の方々との意見調整等、必要な対応に当たっております。

加えて、公営住宅の有無にかかわらず既存の行政区のうち、その区域の範囲やあり方について、見直しが必要と考えられる地域も存在するところであります。関係する行政区長さんや地域住民の方々との個別の協議を始めているところであります。

コミュニティの再形成も必要となる状況下につきましては、住民の方々のご意見の集約等には、やはり相応の時間を要し、かつ隣接する行政区との調整も含め、一様な取り扱い、スケジュールによることには当然に困難があるところでありますが、行政区のあり方が将来にわたる自治組織の枠組みと、その運営、さらには防災、減災といった諸活動にも大きく影響するものと考えますことから、特に公営住宅が関係する区域に関しましては、その管理自治会の立ち上げとあわせ、可能な限り早期に所属行政区の設定を行えるように、積極的な対応を継続してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） では、ここからは、こちらの自席からいろいろ質問させていただきた
いと思います。

先ほど壇上でお話ししましたが、公営住宅等ということで、公営住宅を中心に話をいたしま
すけれども、地域のコミュニティーの再編ということについても、最後触れていいければいい
なというふうに思っております。

もう1つは、ほかの議員の方と町営住宅に関しては質問も重なっている部分もあるかと思
いますので、私に関しましては、1点目の質問に関しては、一般の皆さんに開放されたとい
う部分について、少し絞って質問していこうかなというふうには思っております。

先ほどお答えいただきましたが、一般開放されて、とりあえず入谷と名足ということですね。
4戸空いていたのを募集したら2戸埋まって、2戸は引き続き募集中ということだと思うん
ですけれども、実際に入居された方が、被災していない方だけれども入居した方が2世帯いる
というようなお話だったと思います。

まず、今、お答えの中では、今後も引き続き必要とあらば、そういう災害公営住宅として
整備されたものも、一般の人たちに、一般の人たちというか普通の公営住宅と同様に扱って
いくというようなお話のようですが、まずその方向性で間違いないのか。そうであれ
ば、今回、入谷と名足がそのように条件が緩和されるまでに要した時間と同じような時間が
たてば、ほかの公営住宅も同様の措置を得られるというふうに我々は受け取っていいのかど
うか、そこをお答えいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後藤議員のお見込みのとおりでございまして、今後とも一般開放に向
け手続を進めてまいりたいというふうに考えております。

以前から、私ずっとお話をさせていただいておりますが、我々の問題といいますか課題な
のは、やはり災害公営住宅そのものが空き戸になってしまうということについては、我々とし
ては大変危機感を持ってございまして、できれば、そういう空き戸を生まないような形の
中で埋めていきたいというふうに、我々としての基本的な考え方はそういうところにござい
ますので、繰り返しの答弁になりますが、そういう一般開放に向けて手続を進めていきた
いというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。基本的な考え方は、そのように進めていくということ

ですね。であれば、今、空き戸というお話がありましたので、入谷と名足以外にも枡沢、伊里前、志津川東、中央、西、西は西の東と西の西とありますけれども、それから戸倉と。合計で738戸分だったと思うんですけども、その中で、現在空いている戸数、それは現在のところ、どのようなデータになっているでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 集合住宅で74戸、それから戸建てにおいては44戸ということになります、合わせて118戸が現在空いているということです。

ただ、問題なのは、まだ未確定という方々がいらっしゃいます、この方の数が四、五十件ということでございますので、まずはそこをしっかりと埋めていくという作業を、ことしの年頭からずっと進めてまいりました。少しずつですが、そういうわゆる再建意向ですか、そこについては埋めてまいりましたが、まだ若干こういう数字があるということがございまして、まずはこちらの作業を早期に進めていく必要があるというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 現在118戸空いていて、ですから十四、五%になるんでしょうか、ぐらいが空いていると。ただ一方で、意向がまだはっきりと確定していない方もいらっしゃるので、その分の余裕を見なくてはいけないということを考えれば、大体、当初の計画どおりとまず言えるのかどうか。当初、これぐらいの空き数は一定程度、セーフティネットみたいな言い方をたしか当時していたと思いますが、一定程度の空きがあるのは仕方ない、むしろ必要なんだというようなお答えがあったと思います。それと、今の現在の数字というのは開きがあるのかないのか、どのようにお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当初の予定では、約10%ぐらいの空き戸ということについては、いわゆるセーフティの部分で考えてございました。ですから730ということで言えば、70戸前後が、これが空き戸といいますか、セーフティの部分ということでとりましたが、118ということになりますと、未定の方々がいらっしゃいますので、大体予定どおりの数字なのかなというふうに思いますが、いずれ、繰り返しますが、この今未確定の方々を、いかに早く方向性を示させていただかかということが、非常に大事だというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。では、ちょっと細かいところをお伺いしたいなと思うんですけども、家賃ですね、家賃というか一般の方に開放した場合の入居要件、もしくは

入居の基準というのは、どういうふうになっていて、大体、町内の平均的な、もしくは公営住宅にお住まいの方々の状況の平均値あたりをとると、大体家賃というものはどのぐらいになるのかというのは算出できますでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 家賃につきましては、収入に大きく左右される部分がございますので、なかなか平均というのは出せないというような状況でございます。

それと、基本的には被災者以外の場合は、一般の入居と同じ条件になりますので、まずもつて所得制限が一定程度かかるということと、現実に住居に困窮しているという条件がつくかと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 入居基準は、ほかの公営住宅と一緒にだということですね。家賃の平均を出すのは難しい、そうだろうと思うんですが、最大で幾らになるかというのはどうですか、わかりますか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） そうですね、ちょっと想定はしていないんですが、最大ですと七、八万かなと思っています。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その辺、町民の皆さんとか、もしくは災害公営住宅に限らず公営住宅に入る方にとっては、どういうふうに運営されていくのかというのは、非常に重要なことだろうと思いますし、とりわけ家賃はどうなってるのという話は、私もよく聞かれますので、平均というのは非常に出すのは、収入によって家賃が上下しますので難しいんですが、最大、所得制限があって、それのギリギリ上だとそれぐらいになると。部屋の広さとかにもよるんでしょうけれども。そういうふうに、今後はお答えしていきたいなというふうに思います。

現在の様子はよくわかりました。今後、どうなっていくかということが重要なと 思います。想定される課題というか、いろいろあると思うんですね。私なりには、恐らく家賃の滞納というのが、この間も大きく問題になりました。それから、お一人でお住まいの高齢者の方をどう見守っていくのかということも大切かと思います。それからあとは、以前にも一般質問しましたが、施設の維持管理、災害公営住宅が大変多く建ちましたので、それをどうやって管理していくんだと、その財源をどうするんだという話。それから最後に言いました地域のコミュニティー、これをどうつくっていくのかということが大きく言えばあるのかなと思

ます。まずそういう課題があると思いますが、それ以外に町長であるとか、町の皆さんのが考
えている、想定している課題、公営住宅については、どういうことがあるでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 公営住宅ということで言えば、既存の、災害公営以外の通常の住宅
がございます。一番新しいのでも、多分、昭和50年代の建築ということで、そろそろ40年を
迎えようとしておりますので、これをどうするかという課題になるかと思ってございます。
先ほど町長が、114戸空き戸があるというお話をさせていただきました。そこはある程度想定
していた部分も実はありますと、古いのだと昭和35年に建てられた、私とほとんど変わら
ないような、かなりおんぼろになってきておりますので、それらもある程度早急に建てかえの
必要が出てくるだろうと。

しかしながら、いずれ災害公営の入居者の皆さんには高齢者が多いということで、近い将来、
空き家がやはり発生をしてくるということを考えていきますと、一つ課題となるのが、既存
の老朽化した町営住宅の取り扱い、これが多分かなり問題になってくるんだろうなというふ
うに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） そうしますと、私が今、申し上げた4点、ほかにもいろいろあると思
いますが、それプラス既存の公営住宅についてということの建てかえをどうするのかとい
うことだと思いますね。家賃と地域コミュニティーに関しては、私のほかにもこの質問をされ
る方がいらっしゃるようなので、とりあえずそこで置いておきます。

お伺いしたいのは、お一人で、もしくはご夫婦等でお住まいの高齢者の皆さんを見守りであ
るとか、声かけといいますか、そういったものを誰がやって、恐らく集合タイプと戸建てタ
イプでは、またやり方というのも変わってくると思うんですね。そこについての対応とい
うのは、現段階では誰が対応することになっていて、もしくは今現在、どのように対応されて
いるのかということを伺いたいと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これまで仮設住宅にお入りになっていた方々の中でも、高齢者の方々あるいはお一人でお住まいの方々ということについては、社協も含めてご支援をいただきながら見守りを続けてまいりました。

今回、こういった災害公営住宅に入居なされると、当然、今、後藤議員がおっしゃるよう
な問題も出てくるということでございますので、ライフサポートアドバイザー、L S Aとい

いますが、そういう方々のご支援をいただきながら、見守りもしっかりと行っていく必要がある。ある意味、仮設住宅の場合は隣がすぐわかる、いるかいないかわかるという、そういう環境でしたが、今度はもうしっかりとした建物でございますので、機密性も高いということで、なかなか隣の方々の動向、動作といいますか、なかなかつかみかねるという部分がございますので、従来にも増して、そういう見守りということについては、しっかりと意を用いる必要があるというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 仮設住宅でのノウハウ等も生かしながら、今後もしっかりと見守っていくということですね。わかりました。

もう1つは、維持管理ですね、やはり施設の。以前に、基金を例えればつくったりとかいうことはどうなんですかというお話をしましたが、その後は何も聞こえてこないんですけども、どうなっていますか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 今、総務課の財政担当を中心に、基金条例の制定については来年3月の定例会にお諮りしようかなというふうに、今、準備を進めております。その段階で、年度間の財源調整もあるんですが、おおむね28年度の歳計の剰余金の見通しが立ちますので、財調への積み増しと新しい基金への財源の積み立てを考えていこうかなといった段階でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。災害公営住宅の一般開放については、今言ったように、今後も引き続きほかの公営住宅でも同様に行われていくことのようですので、その手続等、抜けであるとか過失のないように、ぜひ進めていただきたいなと思います。

2点目として、仮設住宅を、先ほど町長の答弁ですと暫定的にというお答えだったかと思いますが、10戸分ですね、町外からの移住者の皆さんに開放しますよというようなことが告知されていました。恐らく、私はホームページで拝見したのではなかつたかなと思うんですけども、問い合わせ状況としては9件あって、申し込みが3件、9日ですから3日後まで募集があるということのようです。まず、問い合わせの状況と今後の予定はという質問でしたので、そのようなお答えがあったんだろうと思いますが、仮設住宅自体はまだ空きもありますね。今後、今回の募集で終わりなのか、もしくは特定延長していく。仮設住宅の中で同様に使える仮設があれば、同じような手続を踏んでいくおつもりなのか、どういうお考えでし

ようか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、募集戸数をふやすということについては、考えてございません。現在の10戸という形の中で進めていきたいというふうに考えてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 恐らくその10というのがキーワードというかかぎなのかなと思いますが、定住促進住宅が今後10戸建ちますよね、多分。その辺のことと関係しているのかなと思いますが、一つ、この点に関しては強く言っておかないとというか、強く言いたいなと思って質問させていただくんですけれども、なぜ今になってこんなことを始めたのだろうかというのが率直な思いとして思っております。

定住してくれる方を、やはり町としてはふやしたいですし、交流人口の拡大というのも当然ですけれども、定住していただく、特にやはり若い世代の方に町に住んでいただいて、町内を盛り上げていっていただきたいということは、これ、前々からというか、震災の前から言っていたわけで、震災後特に大事だよねとずっと言ってきて、その際に、仕事と住まいというのが用意できないんですよという、常々の答弁だったと思うんですね。じゃあ仮設空いてるじゃないですかと、仮設へ入ってもらったらいいじゃないですかと言うと、集約化しなければいけませんので、仮設をそういった当初の目的以外に使うということは難しいと思いますという答弁が、今、たまたま副町長と目が合いましたが、当時、あちらに座っていたときもそんな話をしたような記憶があります。

震災から5年半以上たって、今、仮設にどうですかといって、問い合わせ実際に、申し込み3件あったという話ですけれども、余りに遅きに失しているというか、どういうニーズがあると思って、今、やろうと思ったのかと非常に疑問に思っています。何が変わったんですか。私が以前に仮設に入れましょうよと言ったときと、今と、どういう状況の変化があって、数年前、当時恐らくそういうニーズがたくさんあった、実際に私も顔が浮かぶ方が何人かいらっしゃいます。そういう方に、ぜひ町内で一緒に残って、仕事というか一緒に町内を盛り上げていっていただこうと思っていた方がいらっしゃるタイミングでは、そういうことがかなわずに、そういう方が、もう自分の生活に戻られて、自分の地元に帰られた今さらになって仮設開けますと言い出したというのは、一体どういう変化があったんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 私の答弁で不足な部分は、担当課長からも答弁させたいと思いますが、

基本的にご承知のように、既に定住促進という形の中で5戸建設してございまして、そちらのほうには既にお入りをいただいているという現実がございます。

それから、私、しばらく前にお話ししたことがあると思いますが、基本的に、今、まさしく50%、仮設住宅入居率が落ちてしまったということがございますが、当時のときに、まだ8割、9割の方々がお入りになっているときに、そういうところに町外からおいでになった方々がお入りになるということについては、そこにお住まいになっている方々にとって、果たしてなじむことができるのかと。いわゆるそこの仮設住宅の方々の思いというものは、やはりなかなか受け入れないというものも結構ございましたので、そういう中で、定住という形の中で仮設住宅をお渡しをしてお貸しをするということについては、非常に問題があったというふうに思っております。

今言いましたように、50%を切ったという状況の中で、こういう状況ですと、先ほどお話ししたような、そういう懸念材料というものを払拭できるというものがございますので、ある意味、この期間になってこういった定住促進という形での仮設住宅の開放ということについて、我々としてお示しをさせていただいたということになります。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 水かけ論になるとしようがないなと思うんですけれども、なんで言うことを聞かなかつたんだということが言いたいわけではなくて、今やるメリットというのはどこにあるのという話をやはりしなければいけないと思うんですよ。当時はできなかつた、それはいろいろな事情があると思うんですけども。今の町長のお答えでしたら、例えばですけれども、定住していくということを考えたら、地域と溶け込むというか、地域になじまなければいけないのは当然というか、むしろ、仮設の周りが全部空室ができる、隣の状況を気にしなくてもよくなつた。要は、隣との交流をしなくてもよくなつたから入りやすくなつたのではないかというのではなくて、その後、町に定住していく人からしたら、逆にデメリットなのではないかと思うんです。お隣さんがいて「私、東京から来た者です」と、「皆さんと仲よくやっていこうと思うんです」と言いたくてこの町に入ってこようとしている人にとっては、隣がいないと、ガラガラだということは、逆にデメリットだと思うんですけれども、どうお考えですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 後藤議員のお話は、お入りになっている方々のサイドに立ったご意見だというふうに受けとめてございます。我々とすれば、町民の皆さんのが被災をして、それぞれ

大変な思いで仮設住宅にお入りになっていて、そういった中でみんな頑張ってコミュニティーをつくってきたと。そういう中に、申しわけないですが、町外からお入りになってきた方が入ってきて、今、町民の方々が、入っている方々がその方々とうまくコミュニティーをなかなか築けるということについては、ちょっと懸念があったという事実は、これは我々としても随分言われてきた話でございますので、後藤議員は、町外からおいでになる方々の論法、我々はある意味、そこでお住まいになっている町民の方々の思いというものを受けとめた結果だというふうに受けとめていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 町外の方からの見方で申し上げるということは、別に間違った考え方ではないと思っております。そればかり考えていればいいということでもないんすけれども、一方で、そういう町外からの方がどういうニーズを持っていて、どういうふうに思っているのかということは、やはり誰かが伝えなければいけないことだと思います。

この件に関しましてはいいとして、要は、仮設住宅、先ほど今後どうしますかと聞いたときに、今後はふやしませんというお考えのようでしたので、ちょっとこの先難しいかなと思ったんですけども、要は、今ふやすのであれば、こういうニーズがそれこそあるのではないかなと思って提案といいますか、思うことがあるんです。

まず最初は、以前に恐らく要望書かお願いか陳情書か忘れましたけれども、地域の水産加工場であるとか、そういったところで働く人たちの従業員の方々の宿舎として仮設住宅を使わせてほしいというような要望が、これは大分前ですけれどもあったかと思います。その要望は、恐らく今もそんなに変わってないのではないかと思うんですね。そういう意味でいうと、仮設住宅をそういうふうに、今、入居率が50%に下がってきているということがあるんですから、そういうふうに使う可能性もあるのではないかと思うんですが、そういった使い方はできませんか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 当然、仮設住宅をいつまでも存続するわけではございませんので、特別延長をかけて、今、残しているという状況でございます。その条件に多分合致しないんだろうなというのが1つございますし、それに逆に、もしそういうニーズがあれば、県のほうで無償譲渡という制度がございますので、そちらのほうがかなり有利かなと。各企業が必要な期間、自分で維持できるわけですから、できれば、もしそういうニーズがあるのであれば、そちらのご相談をしたほうが適当ではないかというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ほかには、現実的かどうかわかりませんが、仮設住宅を何かの事務所であるとか、要は住居ではないものとして使うことというのはできないでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 先ほど申しした無償譲渡に関しては、後々の使用に何か特定をされていわけではございませんので、一定程度経費が当然発生しますけれども、その経費と見合いの利用方法があれば、それは申し込みいただければご相談に乗っていきたいと思っています。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） もう1点は、集会所の中のものとか、もしくはあとは前回出たのは位置とかというのもも、町内の皆さんに使っていただいたらという話がありましたが、集会所そのものも、これ何か別な施設に利用するとかというような使い方というのは、今後できないんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 建設課長。

○建設課長（三浦 孝君） 今言われていますのが、住居部分と集会所を区別されておりませんので、それぞれ使う目的に合致すれば、そこはやはりご相談いただければというふうに思っています。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） わかりました。町民からの要望なり、企業さんからでもいいんですけれども、要望があったら紹介するなり相談に乗るということは可能だけれども、町として積極的にそういったことを仕掛けていくというような段階にはないということのようです。わかりました。

もう1つは、関連になってしまふかなと思うんですけども、定住促進住宅、先ほどお話が出ましたので、ありました。お住まいになっている方たちとお話しする機会とかがありまして、広報等が届いてないんだという話を受けたんですね。定住促進住宅ですから、南三陸町にご縁があったり、南三陸町にいろいろな思いがあって来ていただいて、頑張っていこうと、この町と一緒に盛り上げていくんだと言っている方に、そういう行政サービスが届いていないと。まずそこですね。そういう話を聞いたんですけども、どうなっているんでしょうか。ちょっと町として、非常に問題なのではないかなと思うんですが。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 当然、町内に定住していただいた方々でございますので、当然、広報誌は届いて当然だというふうに思います。みなしふ設にお住まいになっている方々にも、広報誌等については送付をしてございますので、そういった町の中に今現実にお住まいですから、当然、広報誌というのは配って当然というふうに思います。ただ、現状が今ご指摘の部分がございましたので、担当課長に答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） 定住促進住宅ならず、例えば南方の仮設住宅とか、やはりこちらに住宅再建が進むにつれまして、人の移動が、出入りが激しくなると。自治会長さんやあるいは行政区長さんも、自分が抱えているところの世帯が正しい数字をなかなか把握し切れていないというところもございまして、少なくいっている行政区もあれば、逆に広報が多くいつているようなところもあると聞いておりまして、前から担当部署のほうには、そういう数字の精査ができるだけ正確にして、きめ細かく届くようにということはやってございます。今回、定住促進になぜ広報誌が漏れていたのかということは、これからちょっと検証して速やかに対応したいと、こういうふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 私、移住者の方に肩入れし過ぎなのかもしれないすけれども、私は、ある種自分自身も高校から町外に出たりいたしましたので、外から入ってくる方とかは、やはりすごく大事にしたいなと思いますし、おつき合いも多いので、今、速やかに対応するということでしたので、これは即刻、ぜひ対応していただきたい。対応していただくのであれば、追加でぜひお願ひしたいんですけども、先日、行政報告でもありましたが、津波注意報が出て、津波警報まで出ました。

町外から入ってこられている方というのは、そういった警報が出たときに、どこに逃げたらいいかということはわからないわけですよね。もちろん、建っている場所は高台にあるんだろうと思いますが。そういう方に、例えば定住促進住宅に入っていただくときに、私はてっきり、例えばハザードマップであるとか、いざというときの連絡先とか、避難場所というのはここですよという話は、当然、最初にまず何かパンフレットなり何なりお渡ししてお住まいいただいているものだと、勝手に好意的に解釈してしまっていたんですが、そういったものもないですよと言われまして、やはり警報が出たときに、どうしていいかわからなくて、非常に不安だったというような相談を受けました。それもぜひ対応していただきたいと思うんですが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ご案内のとおり、今、高台移転をさせていただいて、基本的には津波注意報とか、あるいは警報が出ても、自宅にいればある意味安全を担保できるということですが、いつも自宅にいるわけでございませんので、買い物に行ったり、あるいはいろいろな場所で遊びに行ったりということで、その先で津波警報が、注意報が出た際に、どこに逃げればいいのかということについて、戸惑いを持つということは、これは当然だというふうに思いますので、今、ハザードマップ等の配布がなされていないのではないかというご指摘でございますが、それはこちらのほうでしっかり調査をさせていただいて、そういう移住してきた方々にもしっかりと安全を担保できるように、我々として対応してまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 仮設住宅の今後の利活用ということは、大体お話を伺えたかなと思います。総括すると、今回の10戸の募集というのが、仮設住宅をほかの用途に使う最初で最後の事例になって、それ以降は別に使わないと、あとは壊すだけだということのようですね、もったいないような気もしますし、いろいろな思いがありますけれども、町の方針としてはそういうことだというふうに理解をさせていただきました。もし違っていたら、お答えの中でいただきたいと思います。

3点目に、行政区再編のスケジュールということでお伺いしました。一律に予定表のようなもので出したりということは難しくて、現在、鋭意取り組んでいる最中であるというようなお答えのようでした。

ただ、今のように災害公営住宅を中心として新しい団地にお住まいになった方が、どこの行政区に入っているかというのが、中ぶらりんな状況というのが現実に今あるわけです。その状況は、私は余り長く続けるがいいと思いますけれども、その認識は、町長はどのようにお考えですか。いたし方ない部分もあるにしても、なるべく早く解消すべきだと私は思いますが、町長はいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） そのとおりだと思います。我々もできれば、早めにそういうスケジュールを詰めながらでもやっていきたいというふうに思いますが、いずれ、こればかりは、先ほども答弁しましたけれども、私たちのほうから上から目線でというわけには、なかなかいかない部分がございます。そこにお住まいの方々が現実にどういった行政区の組み合わせ

といいますか、いいのかということについて、いろいろご意見もございますので、なかなか一刀両断にというわけにはいかない部分がございますので、急がせるということで急がせますが、それはひとつご理解いただきたいと。あと、総務課長のほうから補足で答弁させます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） では今、災害公営住宅が含まれるであろう、行政区の区割りの今の考え方を申し上げたいと思います。

まず志津川の東団地、この地域でございます。ここは大きく3つか4つの区割りにしたいということで、今、準備を進めてございます。具体的には、志津川の東の東、ここは災害公営住宅が96戸、防集団地が15戸、それと自主再建が2戸で計113戸あります。志津川の東の東については、この12月1日に災害公営住宅の管理自治会が設立されまして、それを含んで防集団地と自主世帯のほうともあらかじめ了解を得ております。できれば本年度中に新しい行政区を設立したいということで、今、準備を進めてございます。

それと、志津川東の西の第1工区と西の第2工区、それぞれ西の第1は防集40戸、第2工区は災害公営が165戸、この2つを一緒にするか、それとも分離するかということで、今、検討中でございます。

最後志津川東の西の第3工区と北の工区、これは防集73戸と防集12戸ございます。これは、1つの行政区として、今、検討中でございます。志津川の西団地、これは東と西がございますが、志津川の東については既存の中瀬町世帯との事前協議に基づきまして、名称は別にして1つの行政区として調整中でございます。

それと志津川の西の西、これは災害公営が22戸、防集団地22戸の計44戸でございますが、既存の田尻畠行政区に編入済みでございます。

志津川中央は、現在、整備中ということもございまして、今のところまだ未定でございます。戸倉団地については、災害公営80戸、防集団地84戸、既存住宅3戸で計167戸ありますが、これは公営住宅80戸と防集84戸と既存の3戸、それぞれ新行政区として、現在調整中です。いわゆる公営住宅80戸と、あと防集団地と既存の3戸は分離する方向で、今、検討中でございます。

歌津中学校上団地と杵沢団地、これは既存の区割りを見直す必要性について、現在、まちづくり協議会で検討中でございます。

その他の行政区については、例えば廻館行政区、これは今、旭ヶ丘に編入することで調整済みでございます。

概要については、以上でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 災害公営住宅を中心としての行政区再編の考え方は、大体今、お示しいただいたとおりになるかなというふうに思いました。先ほど私の質問としては、中ぶらりんの状態は長くないほうがいいと思いますよという話をしたんですが、それはそのとおりだと思うということのようですので、一方で、どういうふうに進めていくかと。要は、自分たちで決めたんだという、自分たちの住みよい区割りにしたんだということが重要だらうと思うということのようですので、時間がかかるかもしれないのかもわからないなというふうな思いもありますけれども、ただ一方で、やはり期限を切って一定の時期までにははつきりとしておかないと、今、言っていただいたようなことが町民の皆さんにわかつただけでも、ある種安心というか、決まってないわけではなくて決めている最中なんだなということは、ちゃんと見えるように情報を公開していっていただきたいなというふうに思います。

一つ今、お答えを聞いてちょっと思ったんですが、災害公営住宅のみの行政区というものが幾つか出てきそうだなということのようです。そうなると、今までそういった事例は恐らく余りないと思うんですね。ちょっとはあるんでしょうけれども。スムーズに運営できるかどうかという課題があると思うんですけども、そこは町として、どういうサポートを今後していく予定ですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 行政区に関しては、繰り返しになりますが地元の方々の理解をいただくということがまず1つと、それから行政区として規模ですね、どれぐらいの数が適正なのかということも含め、それから行政区を再編した場合、当然ご承知のように、区長さんも置かなければいけない、それから衛生組合長さんも置かなければいけない、保健福祉の推進員の方も置かなければいけないということで、そういった方々に担っていただくということも非常に大事な部分でございますので、そういったものを加味しながら、いろいろ決めていきたいというふうに思ってございますが、いずれにしましても、急いでこの分についてはやっていく必要があるんだろうと。ここまで進んでまいりましたので、急いでやらなくてはいけないという認識はしてございます。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 災害公営だけでつくられた行政区は、入谷、板林行政区なんですか
れども、今、町長が答弁申し上げましたとおり、どうしても行政区長のみならず他の非常勤

の特別職の任命等を考えますと、災害公営住宅だけでは、恐らくそれだけのマンパワーの確保は難しいだろうというふうに考えてございますので、町の考え方としては、できるだけ災害公営と既存の防集団地、それと既存の住宅があれば、それを抱き合わせて適正な規模に再編できるような形で、できればPRをして住民の理解を得ていきたいなというふうには思つてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） いろいろお伺いしてきましたが、最後、行政区の再編について、これもちょっと関係してのことなんですけれども、実際、私の家がそうなんですけれども、先ほど定住促進住宅に対しての広報の話をしましたが、行政区に入ってないところに対しての広報誌であるとか、一緒に入ってくる配布物ですね、区長さんが配布してくれる配布物が郵送で対応している世帯が相当数あると思うんですね。今、何世帯ありますか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 行政区再編までの期間ということで、防集団地に54軒、ゆうメールで対応いたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 災害公営住宅以外も合わせると何世帯ぐらいありますか。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） 11月の段階で449軒、これをゆうメールで対応してございます。1通当たり78円の単価で郵送してございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 何ていうんでしょう、郵送でそういうものが届くということも、届かないと困りますから、届けていただくのはとてもいいことなんですけれども、やはり地域コミュニティの形成ということから考えれば、郵送でポッとただ毎月無機質に送られてくるよりも、やはり皆さん的手を伝って渡されるというものだと、私もずっとそうしていたので、何か急に郵送になると、やはりちょっとびっくりするというか、社会的にというかコミュニティを形成していく上で、その状況も、要は郵送で毎月広報が届く状況というのも余り長く続けるべきではないのではないかなと思いますが、一番長い人で、要はみなし仮設の場合はちょっと別なんだろうと思いますが、行政区中ぶらりんな状況のまま、長い方だと何カ月ぐらいその状況が続いているんでしょうね。

○議長（星 喜美男君） 総務課長。

○総務課長（三浦清隆君） どれくらいの期間だというのは、ちょっと今データがないんですけども、27年度の決算も大体88万ぐらいの執行をしてございますので、今現在から通算いたしますと、大きく動かないということは、恐らくこの2年間ぐらいは、当然その状況下にあったのではないかというふうに推測はいたしてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 要は、町長がよくおっしゃいますけれども、津波があつて仮設住宅に入つて、そこで新しいコミュニティーをまたつくり直して、一回またそれがバラバラにされて高台団地でもう一回つくり直すと、これは非常に大変なことだよねということを常々おっしゃっておられます。やはり現実として、そういうバラバラのまま過ごさざるを得ない人というのが、町内に449世帯全部だとは言いませんけれども、かなりの数いらっしゃるということは、やはりもうちょっと認識していただきて、急いでいただく必要があるのかなというふうに思いますが、最後、町長いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、後藤議員がおっしゃったように、私の口癖でお話をしておりますが、いわゆる災害というのは残酷だということでの、コミュニティーが何回も壊されるというお話は再三再四にわたってお話をさせていただきましたが、今、そういった後藤議員のご指摘の部分も、手渡しをして、そしてお互いに安否といいますか、確認をし合うということについては、これは非常にコミュニティーを再構築していくという意味においては1つのツールになるんだろうというふうに思いますので、その辺は、我々も解消に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） それでは、1件目の質問は終わりたいと思います。

質問件数もう1件あります、こちらから質問させていただきますね。

新商店街の活性化をということで、これも町長に伺いたいと思います。

要旨といたしましては3点です。

新商店街というのは、今のさんさん商店街が移つてできる志津川の低地部、新市街地にできる商店街と、それから伊里前の、今、名称を募集中だとお伺いしていますが、商店街2つを中心にお伺いしたいと思います。

まず、オープンに向けた準備は予定どおり進んでいますかということが1点目、それから商店街だけではなくて、周辺の整備、一体的な整備をしていくということも当然必要だと思

ますが、現時点で、どのような計画を立てているのかということが2点目、それから3点目として、活性化のためにどういった施策を考えているのかということを、町長に伺いたいと思います。いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、2点目でございますが、新商店街の活性化についてのご質問にお答えをさせていただきたいというふうに思います。

最初になりますが、オープンに向けた準備についてのご質問でございますので、お答えをさせていただきたいと思いますが、ご存じのとおり、新しい商店街につきましては、株式会社南三陸まちづくり未来が事業主として、建築工事を志津川、歌津両地区で進めているのはご承知のとおりでございまして、志津川地区につきましては、ことしの7月に着工いたしまして、来年、平成29年1月末に本体工事が完了予定ということになっております。

各店舗による内装工事を経て、平成29年3月のオープンを目指して現在工事中ということです。歌津地区におきましても、本年10月に着工いたしまして、平成29年、来年3月中旬に本体工事が完了するということで、4月のオープンを目指して、今、工事が進捗中ということでございます。

進捗状況につきましては、志津川地区は最後の棟となる6棟目が建築中ということになっておりまして、歌津地区は、年内に基礎工事が完了するという見込みでございます。両地区ともにオープンに向けて鋭意工事を進めているところであります。非常に、ご承知のように限られた工期であるということから、予定どおりの完了が図られるように、町としましても、今後、意を用いてまいりたいというふうに思っております。

また、オープンに向けた賑わいづくりとしてのイベント等につきましても、株式会社南三陸まちづくり未来において、現仮設商店街の閉店に向けた取り組みも含めて出店者と協調しながら検討しておりますが、町としても、復興を見据えたまち開きのスタートということの大変重要な施設でありますことから、この取り組みについて、補助事業を適用して側面から支援をしているという状況でございます。

次に、2つ目の項目でありますが、志津川地区につきましては、移転するさんさん商店街のオープンに合わせた駐車場等の整備を現在進めているところでございまして、また、これらを核とした形で北側街区と一体で道の駅としての整備、登録を目指しております。本年6月には、道の駅整備促進協議会を設置いたしまして、産業団体の代表者の方々、あるいは有識者の皆さんを交えて、これまでに3回の会議を開催しております。今年度中に基本構想を策

定しまして、次年度には、基本計画の策定と交流拠点の活性化に向けて、地域の皆さんとの声を反映しながら整備を行ってまいりたいと思っております。

また、新商店街から国道45号を挟んだ南側の区域には、かつてのおさかな通りのような賑わいを創出するため、しおさい通りとイベント等が開催できるうみべの広場を整備することとしております。しおさい通りについては、区画整理事業の地権者に店舗としての土地利用をお願いをしておりまして、現在は、地権者と道路の整備内容や建築ルールについて協議を進めております。

一方、うみべの広場については、最も海に開けた南側に整備することとしており、イベント等の開催とロケーションを生かした住民の憩いの場として活用することを検討しております。しおさい通り周辺は、民間投資を促しつつ活性化を図ってまいりたいところですが、町有地と民有地が混在する街区となることが予想されることから、民間デベロッパーとの協働や人材支援導入の可能性も探りながら、効果的な活性化手法の検討を進めたいと考えております。

伊里前地区においては、これまでの計画どおり、復興商店街や漁協事務所等の整備と連動して、広場及び公共駐車場等の整備を行うことで、早期の賑わい創出につなげてまいりたいと考えております。

最後になりますが、活性化のための施策はということについてお答えをさせていただきますが、新商店街の販促活動や賑わいづくりのイベントなど、基本的な商店街の振興策は、商店街自身が主体性を持って進めていただくことが非常に重要になると考えております。現在の仮設商店街におきましても、運営組合が中心となって賑わいづくりを行っておりますが、新商店街においても同様に、地区ごとに新たな運営組織を構成し取り組むと聞いております。現状といたしましては、新たな組織を立ち上げるため、準備会において運営規則や営業規則、防災マニュアル等の作成を準備している段階であり、近く正式に組織化する見込みとなっております。

町としましては、その立ち上げをサポートしながら、商店街の活性化に向けた取り組みとして、周辺環境の整備の早期完了について、関係機関に積極的に働きかけることはもちろんでありますが、何と言いましても、商店街を多くの皆様に訪れていただき、利用していただくことが活性化につながることになりますので、町民の皆様はもとより交流人口の拡大など、誘客に向けた施策を商店街の主体的な取り組みと連携しながら展開をしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 商店街の活性化ということですが、今、お答えいただきまして、全体として抱いた印象を素直に言わせていただきますと、協議中とか今後効果的に進めたいとか、あとは商店街主導でというのは、もちろんそうなんでしょうけれども、何というか、こちらとしてはというか、町民ならず南三陸町に興味関心を持っておられる方は、来年3月には新しい商店街がオープンするんだと、要は、震災で町が全くなくなってしまったけれども、そこに新たに盛り土をして、新しいお店が立ち並んで賑わいを取り戻していくんだというような想像は既にあるんですけども、何かまだ、今からどうやっていくか考えている途中ですというの、大丈夫かしらというのを、ちょっと正直に思いましたので、その辺についても質問させていただきたいと思います。

まず1点目、準備は予定どおり進んでいますかということなんですけれども、ちょっと確認しますが、志津川のほうは1月末に商店街が完成予定、本体が完成予定と。伊里前のほうは3月中旬に完成予定だということです。これは当初の予定どおりですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、当初予定どおりのスケジュールということになろうかというふうに思います。ただ、ちょっとお話をさせていただきますが、今、住宅の復興需要がたくさんございます。この後、1月末に完成をして2月、1カ月の中で内装工事等も含めて完成をしなければいけないということになりますと、非常にタイトなスケジュールであるということについては、これは間違いないだろうというふうに思います。

そういう情報等も、建築主でありますまちづくり未来のほうからもお話はいただいておりますが、3月3日オープンということの、いわゆるこういったメッセージといいますか、それも町としても各方面に発信をしてございますので、何とか3月3日に間に合うように、我々としてもしっかりとサポートしていきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 当初は、年内中に引き渡す予定だというような話も、私は聞いたことがあるんですけども、それは違う情報なのかな、わかりませんが、引き渡しの時期が1月末で、今、町長がお答えになりましたけれども、2つ同時に話すと紛らわしいので、志津川に関してお話しさせていただきますけれども、3月3日にオープンするという予定だということは、かなり知れ渡っております。1月末に建物を引き渡されて、1カ月で、今ありました内装とか設備工事とか、飲食店をやるのであれば、いろいろそういう厨房の設備とか機材

とか、あとは許可申請の類いとか、いろいろあると思うんですけども、完全な形で、具体的に言えば、3月3日の段階でオープンできる、現実的にオープンできる日程になっていますか、これは。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 前段の部分でちょっとお話をさせていただきますが、最初は後藤議員がおっしゃったようなスケジュールでお話しした経緯はございます。といいますのも、ご承知のように気候の関係等を含めまして、それからまちづくり未来そのものが1月のオープンということについては閑散期に入っているということですので、閑散期のオープンは避けたいというのが、まちづくり未来の皆さんの方々がございまして、私の方にはその辺の申し出もございました。これは、主体がまちづくり未来でございますので、会社のほうで意向として3月3日ということでオープンをしたいというのでしたらば、それは町として了解しましたというお話をさせていただきましたので、最初の前段の部分については、最初はそういうスケジュールでいったということについては間違いございません。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 12月につくり終わって12月に引き渡すので、1月にオープンしたらどうですかと最初に話があったということですね。ということは、そもそも完成してから1カ月あれば開店の準備は当然できるものだという見込みだったというふうに、今、思ったんですけども、現実的に商店主の皆さんとかの話を聞くと、それはちょっとという話も聞こえてくるんですけども、その辺の情報交換というか、現実的に、1つ私が懸念していることを最初に申し上げておくと、3月3日オープンですと、言ってみれば言いふらしているわけですよ。いろいろな事情があるんでしょうけれども、3月3日に完全な形でオープンできないですというふうに、万が一なった場合、これは商売のしょっぱなから大きくつまずくというのは、これはあってはならないことなのではないかなと思うんですね。

そこに対しての責任は、まちづくり会社にありますと言わわれれば、それはそうなんでしょうねけれども、商店街だけの問題ではなくなるてくると思うんですよ。なので、しっかりととしたスケジュールなり工程管理なりというものが必要になってくるのではないかと思うんですが、どうも私が聞こえてくる話だと、スケジュールは大分厳しいどころか、ちょっと無理だぞという話も聞こえてくるので、その辺、本当に大丈夫ですかと、もう一回念を押して聞きたいんですけども、大丈夫ですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） こちらの立場、逃げるということではなくて、さっきからお話ししているように、3月3日にオープンしたいと言ったのは、まちづくり未来の皆さん方からのお話でございますので、それを我々としては、まちづくり未来としてのそういうスケジュールでいこうというのでしたらば、それは南三陸町の町としても早期のまち開きということですで、それはメッセージとしてお出しをさせていただいたという経緯がございます。

なお、スケジュール等についての工程会議等を含めて、詳しく知っているのは産業振興課長が知っていると思いますので、答弁をさせたいというふうに思います。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） スケジュールでございますが、いろいろ商店街の方々も苦労しながら進めているものですから、議員のところには、そういった不安めいたお話も当然届いたりもするのかもしれません、これまでも全ての工程において、いろいろなハードルを一つ一つ乗り越えながら進めてきております。これまでも当然課題もありましたし、その難局をみんなの力で乗り越えてきておりますので、このタイトなスケジュールの中で課題を明確にしながら、それを何とか乗り越えるための努力ということを進めています。

直近では、次の会議を早々にまた待ちますので、そういったところで、その期間を3月3日に合わせてやっていくための努力というところを協議して、力を合わせて進めたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） ここで暫時休憩をいたします。

再開は2時半といたします。

午後2時15分 休憩

午後2時29分 開議

○議長（星 喜美男君） おそろいでるので、休憩前に引き続き会議を開きます。

後藤伸太郎君の一般質問を続行いたします。後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 一般質問は、私も毎回やっていますので、もう数えたら13回目らしいんですけども、その都度、質問して答えが返ってきて、なるべく違う角度から聞くようしているつもりなんですが、この問題に関しては繰り返したほうがいいような気がしていて、志津川は3月3日ですか、伊里前、歌津に関しては4月に、今の町長のお話ですと間に合うというお話。そもそも、事業主体はまちづくり未来ですと。それはそうなんですが、そもそもで言ったら、「志津川の市街地をどうやってつくるの」と私が質問したと

きに、「それはまちづくり会社とかをつくってやったほうがいいと思います」と。「町主導でなくないですか」「いや、かえってそのほうが民間の意見が聞けます」という答えがありましたよね。だから、まちづくり会社をつくったのは、やはり町が主導している部分もあるし、町が出資している部分だって当然あるし、その責任というか、そういう方向に持つていったということは、やはりこの場というか、町として決めたという責任はあると思うんですよ。

それで、今、聞こえてくる話は、オープンにどうも間に合わないのではないかという憶測の範囲を出ないのかもしれませんけれども、現実に私のところにそういう声が聞こえてきていると。先ほどのお話ですと、もともと1月オープンだったものが3月にしたいと。1月にオープンしても、お客様ちょっと来づらいから3月にしたいんだというお話があつて3月にしたのであれば、むしろなおさら工期が延びて、余裕を持ってオープンできるのではないかなどと思うんですけども、どうも現実にはそうなっていないのではないかと思うんですけども、繰り返してお伺いしますが、3月と4月にオープンすることは、間違いないんですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 先ほど来、後藤議員と私の答弁がかみ合わないんですよ。聞いている方々も、皆そう思っているんです。基本的に何回も申し上げますが、後藤議員は、あの発注者は町というふうな思いをある意味持ちながらのご質問のようございますが、基本的に、あの発注はまちづくり未来のほうが発注しているわけでございまして、そのおくれとかを含めて、そういうものをどうサポートするのかということについては、町としてしっかりとそれをやっていきたい。

ご案内のとおり、7月に起工して着工した期間、これ非常に遅くなりました。この件についての経緯で、私もいつまで着工しないんですかとお話は何回も言つきました。しかしながら、最終的には間に合うんだというふうなお話はいただいてまいりました。3月3日のオープンというのは、もちろんまちづくり未来の皆さんのお話ですし、伊里前商店街のオープンについても、4月17日ごろ予定ということについても、これは未来の会社のほうから、私たちに情報として提供いただいているわけでございますので、我々として、まちづくり未来の皆さん方が遅いとか、あるいは間に合わないかもしれないということについての、我々のサポートとすれば、例えば先日、気仙沼土木事務所の所長がまいりまして、これは建築確認の時間が結構かかります。というのは、一定程度全部でき上がってから建築確認をとるという

のが一般的なんですが、それではちょっと間に合わないだろうというふうなお話もいただいておりますので、それぞれ棟ごととか、そういうことで建築確認をとらせていただいて、そういうふうな申請をしますので、気仙沼土木事務所のほうでもそういうご協力をお願いできないかということで、先日、お話をさせていただきました。

ですから、我々とすれば、3月3日オープンが可能になるように、我々としてはしっかりとサポートするということでございますので、あとは今、建築をしている建築業者の方々、あるいは内装を担う業者の方々、こういった方々に3月3日に向けて何とかオープンできるよう頑張っていただきたい。我々の立場とすれば、そう言わざるを得ないというふうなことですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 話の筋は理解しているつもりなんですけれども、一般的に、この問題を聞いたときに、耳にしたときに、まちづくり未来さん、まちづくり会社が事業主体なので、町はできる限りのサポートはしますけれども、そもそも向こうが言い出したことなので、我々としては正直よくわかりませんというのは、よくわかりませんというか、我々が事業主体ではないので責任を云々言われる立場にないんですというのは、どうかな、一般からはすごく印象が悪いのではないかなと思います。印象が悪い、悪くないという話をすべきかどうかというのはわかりませんけれども、そういうふうに捉えてしまう人なり、町にとって商店街というのは非常に大事なものだという認識は持った上で、そのオープンに万難を排してサポートとしていく立場の人間が「済みません、工程はちょっと我々では管理し切れません。その情報は、向こうは大丈夫だと言っているので、そのとおりしました」だけでは、ちょっとやはり説明として、もうちょっと不十分なのではないかな。その前に何かてこ入れして、もっとこうしたほうがいいのではないか、ああしたほうがいいのではないかと打てる手はなかったのかという話が後になって出てくるような気がしますので、ただ今の段階で、町長のお伺いははっきりお伺いしましたので、これ以上、質問する材料が見当たらないんですけども、一般からは、今のような答弁ですと理解されづらいのではないかというのが、私の意見ですけれども、それに関しては、町長どう思いますか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） これは、受注業者とまちづくり未来の皆さんの契約です。この時期に、このように完成をするということで発注をして、そのとおりに完成をさせるというのが業者の責任というふうになります。そこに我々として、どこまで入れるのかということは、先ほ

ど申しましたように、さまざま町でなければできないサポートとか、そういうことは町としてしっかりとやります。ですから、ここは受注業者と、それから発注者と、この間で決めた契約ごとをしっかりと守るということに尽くるんだろうと、私は思います。

突き放すような言い方をしているわけでなくて、先ほど産振課長も言いましたように、この工程会議については、町の職員も入ってございます。そういった中で、いろいろな懸念材料も示しながらお話をし、これまで来たということでございますので、繰り返しますが、突き放しているつもりは全くございません。ある意味、責任の一端も、私はあちこちに3月3日オープンということについては、ずっとメッセージを出していますので、そういった意味におきますと、私も大変責任を問われるという立場になりますので、そういう意味でのサポートはしっかりとやることですので、ひとつそこはご理解をいただきたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） 工程のことで、これぐらい私が何だかんだ言う予定ではなかったので、ちょっと時間を使ってしまいましたけれども、質問は、オープンに向けた準備は予定どおりかという文面で通告させていただきました。これは、もちろん時間的な、今言った質問もあるんですけども、同時に工期に余裕がないのであれば、工事の質といいますか、でき上がったものに、ちゃんと万全なものができ上がってくるのかということも、ある種ちょっと心配しての質問でもありました。

工期に関して、今、いろいろありましたけれども、基本的には、まちづくり会社の日程なので、それをしっかりと業者さんで守っていただくということのようですが、同じような状況といいますか、町としては高台の造成工事はUR都市機構さんにお願いしますと。お願いして安心して任せていたら、中央団地で施工不良があったということが現実にあったわけですよ。きのうのきょうで、さんさん商店街、志津川の商店街もそうですし、伊里前の商店街でも、工期がどうもタイトだということになってくると、当然、付随してそういう懸念というか、心配も頭をもたげてくるのではないかなと思いますが、そういった、例えば中央団地であった施工不良に関しての管理の甘さみたいなことがありましたよということを情報として、そういった業者さんにお話しして、だからしっかりと管理してくださいねということは、当然言ってあるんだろうと思いますが、それは言ってあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） ただいまのご質問が、工事の施工に関する質の問題についての

ーションを送っているかという意味だとすれば、発注者の立場ではありませんので、そこは一般良識的な判断の中でいいものを求めてもらうような、そういった注意は払っているつもりでございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） ですから、発注者でないというのは、先ほどからさんざん聞いていますし、責任を持ってそういうふうに業者さんに言ってくれと言っていることではなくて、間にいろいろな、前回の場合はURさんが入っていたわけですよ。今回で言えばまちづくり会社さんが入っているわけですよね。結局、責任があったのはCMJVさんだみたいな話が、こっちの中央団地の問題ではありましたけれども、それを当然、町として見ているわけではないですか。我々も参考人として来ていただいて、いろいろこうだのああだのと質問したりしているわけですよね。そういう事実があって、それを同様に、まちづくり会社さんなのか、まちづくり会社さんを通して建築業者なのかはわかりませんけれども、ある程度注意するべきだと思うよ、前回はこういうことがあったからねという話をするのが、むしろ、町としてできるサポートというやつに入ってくるのではないかというふうに思うんです。

要は、なぜこういう回りくどい質問をしているかというと、工期がどうもギリギリのようだと。それで、安全・安心なものができるんですかと確認しようと思っていたんです、さっきまでは。ただ、それを聞いても、発注者ではないからと答えられるようですから、では、それに準ずる手を打っているんですかという話で質問させていただいたんです。余りピンと来ない回答だったので、ちょっと質問の趣旨を変えますけれども、盛り土をしたところにお店を建てますよね。志津川の市街地のほうは、あそこが盛り土されてから相当年月がたっているような感覚がありますけれども、伊里前に関しては、この間盛り始めたというイメージがあるんですね、私の中では。そこに本当にお店を建てて、例えば地震が来たときとか大雨が降ったときとか、大丈夫だろうかという心配がまずあるんですけども、それも町は発注者でないので余り確認していないんでしょうか。知っている範囲で結構ですので、ちょっと教えていただければと思いますが、いかがですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 盛り土工事、復興市街地整備課のほうで整備をさせていただいてございます。

伊里前につきましては、10月ギリギリまで盛り土をある程度していたところでございます。ただし、商店街が建つところに関しては、ちょうど8月末くらいまでには盛って、

その前面の45号線側を10月のほうで盛っていたということでございますので、盛ってから1ヵ月程度、今ですと12月ですので、ある程度時間がたってございます。お引き渡しする前には、地盤の強度というのもある程度調べておりますので、それについては建築会社のほうに情報提供はさせていただいてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その予定どおりにいくことを、私も願っていますし、商店街が町を一生懸命盛り上げていただかくというふうになっていただければなというのは、私も思っております。工期とか工事の内容については、町としては大丈夫だと認識しているということのようです。わかりました。

周辺との一体的な整備をどうするんですかという話を2点目でお伺いしたんですけども、しおさい通り、それから、うみべの広場というような名前が出てまいりました。道の駅もスケジュールに従って基本計画が来年度できるんですかね、そういった準備を着々と進めているということだそうですが、ちょっと時間が済みません、時間配分間違えまして余り時間がないので、駐車場をどうするかということ、1つ大きい問題かなと思っております。やはり、お客様にいっぱい来てもらうためには、広い駐車場であるとか、自由に使える駐車場というのが重要なのかなと思うんですけども、今の計画の中では、そういった十分な駐車場がオープン当日なり、オープンに間に合うような形で準備できるような計画になっているんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 企画課長。

○企画課長（阿部俊光君） さんさん商店街の駐車場ということでよろしいでしょうか。であれば、十分か不十分かと言われれば不十分だと思います。ただ、45号ができるいうちは本設の商店街にはならないということから、志津川駅も暫定で使いますので、隣接の個人の所有する土地を借りて、最低限の駐車台数の確保をするという予定でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） であれば、伊里前もできればお答えいただければなと思うんですが、民間の土地を借りるというようなお話でした。それは近いほうがいいんだろうなと思いますけれども、一般的にといいますか私の感想として、あそこに観光交流拠点ができる予定になっているはずというか、なるんですが、周りにある建物ってコンビニぐらいしかないですね。一体いつまち開きというか、本格的に周りが開発され始めるのだろうというのは、ずっと疑問に思っているんですけども、その中で、先ほども町長のお答えの中であったかと思

うんですが、町有地がかなり、あの辺に散見するものがあるというふうに伺っております。それで駐車場が足りないというのであれば、町有地を駐車場にすればいいのではないかなど、単純に思うんですけれども、それは何かできない理由、もしくは考えていることがあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） まず駐車場の、ちょっと細い数字をお知らせしたいと思います。さんさん商店街の前面には、大型車5台、普通車150台、身障者用で3台の計158台を整備する予定でございます、暫定オープン時ですね。それと、将来の国道45号の南側に、今、町有地がございます。右岸との土地交換をしてございますけれども、その中でも町有地がまだございますので、その町有地を利用して駐車場にご利用いただけるような形で整備をいたします。それと、伊里前についても駐車場の台数をお知らせいたします。普通車が42台、身障者用で2台の計44台でございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） もう1つは、お客様が、当然その駐車場を使う。車で来て商店街を利用される方の駐車場として整備するということも当然ですけれども、さんさん商店街なり伊里前の商店街なりで働く方、お店の店主、従業員の方も当然います。すぐ近くに住居がないわけですから、車で行く以外ない方というのは相当数いらっしゃると思います。そういう方々への駐車場というのは用意する当てはあるんですか。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） そういう話も出てございます。町有地で準備できればいいんですけども、なかなか全てが準備できないというようなことがあります、従業員さんの方の駐車場に関しましては。聞いている情報だと、さんさん商店街のほうで従業員さん用の駐車場につきましては、周辺の土地で、区画整理事業でできた土地、仮換地という指定をさせていただいて、個人の土地になるんですけども、そちらの土地を借りて駐車場に利用するというふうな話は聞いてございます。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） その点、ちょっと済みません、もう一度。個人の土地を借りて駐車場にする必要があるんでしょうか。町有地があるんですよね。町有地が、例えば別の目的で使う当たがって駐車場にはできませんという話なら、それはそうなのかなと思うんですが、お話を聞いていますと、お客様用の駐車場としてもちょっと足りないかもしない、従業

員の方の駐車場というのも足りないかもしれない、一方で町有地は余っている、個人の民有地は借りるみたいな、何かこう、全くうまくかみ合っていないような気がするんですけれども、先ほど、もちろん事業主体はまちづくり未来だというお話がありましたが、そういうところに町有地をどうぞお使いくださいよというのが、町のサポートではなかろうかと思うんですが、済みません、私の理解不足でしたら説明をお願いします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従業員の駐車場の関係でございますが、基本的に、私どもがまちづくり未来の皆さん方にお話しさせていただいたのは、従業員の駐車場については、これは会社として確保してくださいと。そのかわり、ご来場いただいたお客様の駐車場は、我々でしっかり整備をさせていただく。実は、後藤議員はどうも、さんさん商店街にのめり込んでお話ししているようですが、基本的に、震災後に商工団地で駐車場がなくて何とかしてくださいというお話、工場のほうから随分言わされました。しかしながら、それぞれの個店個店のいわゆる工場の駐車場を町として手配をするということについては、これは限度があるということですので、それぞれの会社の責任で駐車場の整備は行っていただきたいということで、私の知っているところでは、ちょっと離れたところに駐車場を整備して、そしてちょっとした大きな車で従業員の方々を輸送するというふうなことをやっておりまして、まちづくり未来の皆さんだけが特別に従業員の駐車場を町として整備をするということについては、考えてはございません。これは、未来の会社の役員の方々にお伝えはさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 復興市街地整備課長。

○復興市街地整備課長（小原田満男君） 済みません、私の先ほどの説明が舌足らずだったのかなと思います。さんさん商店街の目の前の駐車場につきましては158台、計で整備します。将来の国道45号の南側に町有地がありますので、そちらも舗装まではしないんですけども、そちらを利用した形での駐車場の整備は図る予定でございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 後藤伸太郎君。

○1番（後藤伸太郎君） いろいろ公平性の観点とか、私は町有地が空いている、ほかに利用の手段がないのであれば、例えば駐車料金を取ってでも、駐車場として貸し出すということは可能ではないのかなと思っておりますが、ただ、町長のお考えはそのような、今までも当然、ほかの地区でも要望はあったんだと。1つ要望をかなえればというか、公平性の観点から言っても、公益性の観点から言っても、どこかに肩入れするということはできないということ

のようです。わかりました。であれば、また違う何か別なやり方がないかということは、私自身も考えていきたいと思いますし、まちづくり会社さんとも一緒に考えていく必要があるのかなと思います。

最後、活性化のための施策はというところまで、ちょっといきませんでしたけれども、1つだけ、細かくいろいろ聞きたいことはあるんですけれども、細かくというか大枠で聞きたいことはあるんですけども、1点だけ具体例を上げて、子育て応援券というのが今年度始まりましたね。いろいろな子育て世帯を中心に配られています。伊里前の商店街、それから志津川に新しくできる新しい商店街で、その子育て応援券は、ぜひオープン当初から使えるようになっていっていただきたいなと思いますが、それもまちづくり会社が考えることなのかかもしれませんが、町としても働きかけて、どうぞ子育て世帯の皆さん、商店街を利用してくださいというふうにしていく必要があるのではないかなと思いますが、そういういた取り組みなり声がけなり行っていただきたいと、私は思いますがいかがですか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、担当課の課長から確認をとりましたら、後藤議員がご懸念のないような形の中でスタートできるということですので、お答えをさせていただきたい。

○1番（後藤伸太郎君） 終わります。

○議長（星 喜美男君） 以上で、後藤伸太郎君の一般質問を終わります。

通告2番、及川幸子君。質問件名1、当町の人口減少対策について。2、町営住宅について。以上2件について、一問一答方式による及川幸子君の登壇、発言を許します。3番及川幸子君。

[3番 及川幸子君 登壇]

○3番（及川幸子君） 3番及川幸子です。

ただいまより、議長の許可を得ましたので、登壇よりご質問させていただきます。

まず1点目、全国的にも大変深刻になっている人口減少問題は、避けて通れない時代に入ってきたようです。そこで、当町の人口減少対策についてお伺いいたします。

1つ、人口減の要因と歯どめ対策は。

2つ目、人口増につながるための国の補助事業をどのように活用しているのか、その辺、お伺いいたします。

以上、登壇より終わります。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） それでは、及川議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思います。

第1問目、人口減少対策につきましてのご質問でございますが、これは、今、お話がありましたように、ご指摘のように、これは全国的な課題であるということでございます。平成27年の国勢調査において人口が1億2,711万人と、5年前の平成22年の調査から94万7,000人、約100万人減少ということになってございます。各自治体におきましては、総合戦略の策定を手始めに取り組みが本格化をしているところでございます。

当町におきましても、昨年3月、議会全員協議会でご説明をさせていただきました南三陸町総合戦略、これにつきまして民間のご意見を伺いながら策定をして、町を挙げて各種施策に取り組んでいるところであります。

ご質問の1点目の人口の減少要因といたしましては、これまで再三ご説明をさせていただいておりますとおり、転入者数が転出者数を下回る社会減と、あわせて出生数が死亡数を下回る自然減と、この2つが重なって起きていることが大きな問題であります。これに歯どめをかけるべく作成したのが、まさに南三陸町総合戦略であり、転入者数、転出者数の均衡と定着の促進、そして出生率の向上を目指したいというものであります。

町では、この戦略に従い、今年度新たに取り組んだ施策だけでも、定住に必要な雇用を促すものとして新規学卒者雇用促進奨励金、Uターン等雇用促進奨励金制度、移住者の増加定着を図るものとして、移住総合窓口の設置と賃貸住宅家賃助成の実施、そして地域おこし協力隊制度の活用、さらには出生率向上を促す取り組みとして、子育てクーポン券の配布や18歳までの子ども医療費助成における所得制限の撤廃など、大変多岐にわたる施策を実施をしてまいりました。

また、これらの取り組みと相まって民間活力を後押ししたり、町の魅力自体を向上させる施策として、おらほのまちづくり支援事業補助金における総合戦略に寄与する事業枠の新設、あるいは地域の資源の価値向上を図る地域資源プラットフォームの設立に向けた各種事業に着手をしてございます。既存の策も含め総合戦略に記載の施策は、基本的にはそれぞれKPIと呼ばれる評価指標を設定し、毎年効果測定を行いながら進める計画しております。

続いてご質問の2点目の人口増につながる国の補助事業ということですが、現状で人口増というのは、なかなか想定ができないことがあります。人口減少をいかに抑制して、人口ピラミッドの形を持続可能なものにしていくかが重要であると認識をしております。

人口減少への対応については、国でも特別交付税措置や地方創生関連の交付金など、さまざまなサポートを行っておりますが、町として検討を重ねた結果、現在活用しておりますのが、

地方創生応援税制、通称でありまするが企業版ふるさと納税であります。地域資源プラットフォームの構築等を行う「森里海ひと」地域資源ブランド化推進事業が認定を受けました。現在、企業からの寄附金を募っている状況であります。

また、移住総合窓口などの移住関連事業に関しては、特別交付税措置があるほか、地域おこし協力隊は人件費相当など一定額を国が負担する制度となっており、これらを活用している状況でございます。

いずれにしましても、人口減少への対応につきましては、各施策の効果測定と、さまざまな試行錯誤を繰り返しながら、行政だけでなく、住民や事業者が一体となって取り組む必要がある課題であります。人口減少の抑制は、いかにして町の魅力を高め発信していくかということに尽きますので、官民連携をしっかりと推進しながら取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの答弁で、いろいろと事業がなされていることを確認いたしました。また、それに対しまして何点か、私のほうからご質問いたしますので、よろしくお願ひいたします。

まず1点目、出生率の拡大なんですかけれども、これは全国的にも出生率がおりているということで、問題はどこにあるのかなど、当町の場合ですよ、どこにあるのかなといった場合、独身の人たちがかなり多いんです、結婚しない方たちが。そこをまずもって掘り起こして、私も1年前かな、議場で一般質問させていただいたことがありました。結婚させることに対して、民生委員さんたちの協力をもらつたらいかがかなということも、今、副町長が保健福祉課長のときも質問させていただきました。

そういうことも1つの手でないかなと思われるんですけども、その辺、あれから時間経過もされていますけれども、そういうことを課内なり民生委員さん方と話し合ったことがあるのかどうか、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 今、及川議員お話ありましたように、出生率といいますか、出生率も当然上げなければいけないというふうに思いますが、出生数、数をどうふやすかということも大変重要な観点です。したがいまして、今、お話がありましたように、出生数をふやすということは、結婚をいかにしていただくかというか、カップルができるかということに尽きると思います。そういう意味において、結婚できる環境をつくるということも、町としての

一つの大きな課題だろうというふうに認識をしてございます。今、ご質問の民生委員の関係につきましては、担当課長から答弁をさせたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 結婚に関して、以前も民生委員さんの活動の中でといったお話がございましたが、ご承知のとおり、民生委員さんの業務については、震災以降さらに負担がふえております。その中で、そういった結婚相談までというのはいかがなものかということで、前も答弁をさせていただきましたが、その後においても、一定程度震災関連の事業が終結といいますか、そこが少し業務量が減るまでは、なかなか新たなそういった業務を民生委員さんに負担させるわけにはいかないというふうに当課でも考えております。

実際、いろいろな報道もなされておりますが、民生委員の充足率といった報道もこの間なされておりまして、そういった業務を行っていただける方が、なかなかどの地域でも見当たらぬといった実情もございますので、今後、その点につきましてもさらに検討をさせていただきたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいま民生委員の充足率も足りないというようなお話ですけれども、今後、団地それから公営住宅、いろいろな住む場所が変わってきましたけれども、果たしてこの町に、どのような形の民生委員さん、区割りを今後していくのか、お考えをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 現在の区割りにつきましては、前回と同じく47カ所を設定しております。箇所数につきましては、県との協議を経てこのような数になってございます。現在、47地区に欠員が8名ございますが、この8地区に関しましては、いずれも志津川の東、中央、西地区に関するものでございまして、その他入谷地区、歌津地区、戸倉地区に関しましては、全て充足している状況でございます。現在、不足している部分に関しましては、今後、住宅再建が進むにつれて、順番に選出していきたいというふうに考えております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 非常に、この8名が足りないという、不足だということに、ここは早めに、何とか充足率を補うように努力されていただきたいと思うんです。

それで、まず結婚していただくための環境づくり、先ほど町長の答弁でもありましたけれども、やはりそういうことが大切でなかろうかなと思いますので、民生委員さんたちの協力を

もらうのが、私はベストだと、いろいろ仲を取り持つてもらうのではなくて、ニーズを上げてもらうための協力と私は再三申し上げているんです。人と人との結びつき、昔みたいな仲人をやってくれというのではないんです。そういう、どれだけの人たちがいて、地区に、どういう人たちがいるのかという、そういうニーズの調査をしていただいて、あとはそこからは、いろいろな町の事業や民間、そういうものさ結びついていけるかということをしてもらいたいということを言っているんです。それも、出生率を上げるための一つの施策でないかなと思われるから、話しているんです。

それと、今、たしかあのとき聞いたときは、1年の出生者が70人前後でしたけれども、今はどのようにになっているかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 以前にも、出生の状況につきまして報告をさせていただきましたが、平成22年度から順に申し上げます。

22年度94名、23年度77名、24年度76名、25年度67名、26年度65名、昨年度も65名、今年度は10月末までで41名といった状況にございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 今、10月で41名、27年は65、あの当時70名前後で推移しているといふですけれども、今の段階で41名ということは、3月までは60人を切るのかなという思いがありますけれども、そういった年々減っていくのが目に見えるわけですよね。こうした場合、人口減の要因は、先ほども話しているように、ここにもその要因の一つだということ、それをいち早く今後検討すると言わされましたけれども、これを伸ばしていく、毎年一人でもいいから伸ばしていく努力をしてもらいたいと思います。

それから、ただいま話されました結婚問題について、どのように考えていらっしゃるのかお聞かせください。これは町長にお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 従来から、結婚の件について、いつもご質問をいただいて、ここは行政の入る部分と、それから民間の方々にご協力いただく部分と、そこ両方しっかりとうまく連携をしないと、なかなか難しいんだろうというふうに思っております。

先ほどは、民生委員の方々に、それぞれの地域の方々の情報をということでございますが、大変難しい時代になったといいますか、個人情報の問題にかかわってまいりますので、そこが資格も何もない方が、民生委員だという名前を使って、果たしてそれでそれぞれの方々、

いわゆる結婚適齢の方々を調べ上げるという、調査をするというんですか、そういうことについては、いろいろな問題も起きてくるというふうに思いますので、そこは非常に難しいハードルもあるというふうには思ってございます。

いずれにしましても、先ほどお話ししましたように、出生の数をふやすということについては、これは基本的にはやはり結婚をどう成就をさせるかということが、非常に大きいんだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 済みません、出生数向上についてということで、総合戦略推進会議におきましても、現在、各これまでの取り組みの状況説明や効果測定ということで、その後のフォローアップをしてございます。その中においても、効果が上がらないもの、上がっているもの、いろいろと出てくるかと思いますが、まだ始まったばかりですので、じっくりと効果測定を行いながら、来年度また総合戦略推進会議も行われますので、その中で委員さんと意見を交わしながら、より実効性の高い施策が実施できるように、今後も取り組んでまいりたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） KPI効果測定ということなんですかけれども、ちょっとその辺、どういうものの効果を測定しているのか説明願います。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 総合戦略を策定いたしまして、昨年3月にご説明をさせていただきましたが、そちらに全て目標値ということで掲げさせていただいております。例えば出生ということでいけば、合計特殊出生率を平成31年度で1.41を目指すとか、こういったものを掲げておりますし、あと移住者をふやすったり、移住相談件数、これも平成31年度に400件の相談を受けられるように、いろいろな施策を取り組むというような目標を立てております。ちょっと全部ということについては、総合戦略のほうを見ていただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） ただいまの出生に関しては、31年度まで1.4人までふやすということなんですかけれども、今、28年、あと3年、3年で1.4まで伸ばすということは、今、何かしてなければ、効果というもの出てきてないんですけども、手だてとしてお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 合計特殊出生率に関しましては、目標値1.4でありまして、平成27年度においても1.44というような数値になってございます。これを何とか維持してまいりたいというような考え方であります。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1.44で間違いないですか。1.37ですか、現在。現在は1.44で間違いないですか。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 1.37の根拠は、どこからの数字なのでしょうか。逆に伺いたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 1年前の出生率のときで、1.37というのを覚えていました。1.44というのは、ことしなのかどうなのかということです。

○議長（星 喜美男君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（三浦 浩君） 合計特殊出生率は、その年度、年度で発表されているようございまして、多分、26年、1.07までおりたので、1.07を1.37に勘違いなさっているのかなと思います。平成27年度が1.44ということで、一時的に1.4を回復してございますが、これは、出生数が65で変わりないんですけども、その分母となる、出生年齢の方の数が減っていたことから、数字的に一時的に1.4を回復したといった状況でございます。今年度も、先ほど10月まで41名ということで、単純計算すれば7分の12で70名ほどというふうに推測をされるんですが、現在の母子手帳の数等々から考えますと、また65名前後の数字になるのかなと、現在、予測しているところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） このような数字を、この人たちが二十歳になった場合、成人者になった場合、60人や50人で成人式を迎えるような形になるわけです。ですから、ここで総合戦略の目標は1.4までと言いますけれども、ここで頑張らないと、その1.4まであと3年後、4年後、どうなりますかと。人口増していくのは、これだけでない要因がいろいろありますけれども、当町としてやっていけることを、ここに力を入れていかないとだめなのではないかな。

民生委員さんというと、国の機関の厚生労働省から委嘱を受けていますけれども、社会福祉委員さん、皆さん保健推進員さんとか、自治会長さん、そういう人たちの手を借りながら、地域で子育て、そして地域で結婚する人をふやしていって、出生率を上げていく。もちろん、

役場の皆さんだけやってけるというわけにはいきません。そういう地域で育てていく、地域で結婚させていく、そして出生させていく、そういうことを皆がかりでやっていけたら、3年後にも1.44が、出生率が一人でも二人でもふやせるのではないかなどと思うんですけども、その辺、いかがでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 及川議員がおっしゃるように、地域全員でそういった子育ても含めて支援をしましょうということは、これは大事だというふうに思います。先ほど来、制度等の問題につきましては、町としてやれることといいますか、他の自治体に先駆けて取り組んでいる部分も多々ございます。そういった中で、地域全般ということになりますので、新聞でごらんになったかもしれません、20人以上の規模の企業、約40社、いわゆる課長職の方々が回って、いわゆる子育てしやすい環境、それから子供たちが運動会だ、学芸会だというときに、お母さん、お父さんが会社を一時期、その時間帯抜けられるような、そういう環境をつくっていただきたいというご要望を、皆、回ってお願いをさせていただいております。

幸いなことに、きのう、連絡調整会議でそれぞれの企業を回った課長数人にお話を聞きしましたところ、企業の経営者の皆さん方には大変ご理解をいただいております。したがいまして、今後、まだ回ってないところもございますが、そういった企業の皆様方にもご理解をいただきないと、全体としての子育て環境はなかなか整わないということがございますので、これからも、町として一生懸命やってまいりたいというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） たしか新聞で、副町長が回っていた会社が写っていたのを拝見いたしました。なかなかいいことだなと思っております。高い評価をしたいと思います。そうやって、皆さんのが各分野でご努力されていることは評価いたします。なお、地域の皆さんにも、各委員さんとなられている方々にも協力をもらいながら、町挙げて取り組んでいく施策の一つであろうかと思いますので、ここで今、申し上げているところでございます。

それで、この出生率においては、少し残念な、年々減っていく中では残念なことなんですねけれども、次に、定住人口の拡大ですね。先ほど総合戦略の中で官民連携推進室長さんから伺いましたけれども、以前、たしかこのことで国に補助事業の申請、先ほどこの人口対策についての補助事業申請するに当たり、その事業をしたことによって、交付税がプラスになってきますよというような話も報道などされて、そしてまた、先ほども説明がありましたけれども、一度たしか、これを申請したところ漏れたというお話が聞かれたんですけども、その

後、そういうものには応募して、先ほど説明がありました事業の中で、特別交付税がプラスになってきた事業があるのであれば、お知らせ願います。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 議員おっしゃられたのは、恐らく内閣府の地方創生の交付金の件だと思いますが、先ほど町長のほうからもご答弁させていただきましたが、交付金事業につきまして、一度チャレンジをさせていただきましたが、ちょっと認定に至らなかつたということがありましたし、これについては、以前も議会のほうにご説明させていただいたかと記憶しております。

それで、先ほど町長のほうから答弁させていただいたとおり、いわゆる企業版ふるさと納税の事業のほうを改めて申請をしまして、認定を受けております。これは、企業様からの寄附を募るということでございますが、「森里海ひと」の地域資源ブランド化推進事業ということで、今現在、事業に取り組んでいるところでございます。

そのほかにも、いわゆる特別交付税というのの措置の対象になる事業については、移住総合窓口などの移住関連事業というものが対象になるというふうにメニュー上なっておりますが、今現在、これを行っております。ただ、まだ精算とかはまだ事業終了後だと認識しておりますが、こういったことに対して、国の方の施策に対して当町としても取り組んでいるところでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 国のほうの関係は、ふるさと納税を充てているということなんですけれども、年々、これはふるさと納税が、去年はたしか3,000万ほどでした。年々ふえているかと思うんですけども、この活用して、ただいまの説明ですと、移住人口窓口の移住バンクですか、空き家と……。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） ちょっと及川議員、勘違いしている部分があるので訂正をさせていただきます。訂正をさせていただきますというか、説明させていただきますが、ふるさと納税と企業版ふるさと納税、これは別個のものです。今、室長が説明しているのは企業版ふるさと納税を説明してございまして、ふるさと納税とはまた別個のものだということですので、その辺、ひとつ分け隔ててご質問いただきたいなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 一緒に考えてました。済みません。

それで、では企業ふるさと納税の関係ですけれども、そこをもう一度ご説明願います。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 企業版ふるさと納税とはということでよろしいでしょうか。

企業版ふるさと納税というのは、内閣府に対して我々のほうで、総合戦略に資する事業を計画をしまして、この事業について企業のほうから寄附をいただきたいということで申請をいたします。申請をして認定を受けた事業、プロジェクトですね、プロジェクトについて初めて企業から寄附いただいたときに、法人税等の措置が行われるというのが企業版ふるさと納税でございまして、個人版だと、何でもいいので自治体に対して寄附をするんですけれども、企業版ふるさと納税はプロジェクトに対して寄附をするということになっておりますので、そこをご理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） いいんですけども、ちょっと私も理解力不足しましたので、もう一度お伺いするんですけども、企業、法人ですね、法人が何かをプロジェクトとして定住関係の仕事を起こしたときに、その企業さんからしていただくんですか。もう一度、少し理解力が足りないもので、もう一度お願ひします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 例えば、町として定住人口をふやしたいというプロジェクトを国のほうに、こういう事業をやりますというのを国のほうに上げます。これが国のほうで「それだったらオーケーですよ」と言って認定をもらいます。そうすると、その認定した事業に賛同する企業がいます。「こういう事業だったら、うちの企業として協力したいね」と言って、そういうやって納税をしてもらうのが、企業版ふるさと納税。

一般のふるさと納税は、ただご寄附をするだけですが、事前に事業を国として認めてもらわないと、企業版ふるさと納税は認められない。認められないと寄附をもらえないということになっておりますので、今、大体うちのプロジェクトに出資してもいいといいますか、協力してもいいというのは、今、3社ほどございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 3社ほど、今、協力企業が出てきたということなんですか、3社の納税額、知っている範囲でいいですでお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 実際に企業さんから寄附をいただけるというのは、事業が完了してからというふうになっておりますので、恐らく3月にならないと、我々として受け取ることができないということになります。今、町長から申し上げた3社というのは、そのような申し出をいただいているということでございます。金額につきましても、各社さんの事情がありますので、ちょっとこの場での答弁は差し控えさせていただきます。

○議長（星 喜美男君） 3番議員、質問の趣旨がずれていってますから、軌道修正してください。3番及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 単年度でこの事業をやって、この事業の中身というのは定住人口増につながるものをやっていると解してよろしいんでしょうか。単年度ずつにやっていく、継続的に、それに毎年プラスしていくという形になるのか。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 事業自体は4カ年度計画で申請をしております。事業の中身としましては、定住人口増というとちょっと趣旨がわかりかねますが、まず、地域の方の、一次産業をされている方々が光り輝いていただかないと、やはり町が活気づかなければならぬと。それで、この方々を一緒になって森里海といろいろな、議員もおっしゃられましたが、いろいろな自然環境に恵まれて、さまざまな産業、商品があると思いますが、これらをより発信力の高いものにしていく、まさにブランド化をしていくということが、町の産業が活気づく最終的な姿であろうということを考えまして、この事業に取り組んでおります。そういういた事業に対して、今年度から4カ年度計画で実施をしていくことになっております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） では軌道修正いたします。

それでは、人口増につなげるために、去年、空き家バンク、26年度事業で4件空き家が見つかりました。その後、その人たちとマッチングできているのか。どのような成果が、人口増につながるための定住がなされているのか、その辺、お伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 昨年度実施しました、空き家バンクではなくて、あくまで空き家バンクの創設に向けた準備調査ということでご理解いただきたいと思いますが、そこで4件出たというのは間違いないんですけれども、まだ空き家バンクというのを構

築できておりません。空き家バンク、いろいろな市町村で実施をしておりますが、なかなか実効性に疑問符がつくところもありますので、ほかがやっているから我が町もすぐやらなきゃという拙速な取り組みではなくて、今まさに住宅再建中ということもありますし、先ほど、災害公営住宅の議論もありましたが、そういったところと連動したところでの空き家バンクというのが必要だろうということで、今、慎重に検討しておりますので、まだ空き家バンクでのマッチングというのは、当然、行われていないというのが実態です。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 何か以前、私はその4件、600万かけて4件の空き家が見つかって、それをバンクにして、今後、定住促進につなげていくというような説明、答弁だったんですけども、それが今、ここにきて頓挫されているような状況なんですけれども、その辺、どうなんですか。もう少しご説明願いたいんですけれども。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 申しわけありませんが、私からの説明は以前から一貫して同じことを申し上げているつもりでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） そのような回答しかもらえなかつたので、次に移ります。

それでは次、ボランティアさんがこの町にかなりの、何十万という方々が、この5年でボランティアの方々が入っていただきました。そういうボランティアの方々にもリピーターとして来てもらうことも、この定住促進、人口増にもつながる一つだと思われますけれども、その辺、どういうふうなお考えでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 本当に震災以来、南三陸町、15万人ぐらいの方々においでをいただいて、それは災害ボランティアセンターのほうにご登録をいただいたと。それから、その後に我々として次の段階に移ったのが、南三陸応縁団ということの登録制度に移らせていただきました。今現在、二千二、三百人の方が全国にいらっしゃいます。最後まで埋まってなかつたというか登録がなかつたのは島根県ですが、そちらのほうも応縁団登録がございましたので、全国47都道府県に全て南三陸町の応縁団の方々がいらっしゃるということになります。

こういった方々に、我々が出向いていくこともございますし、それからおいでをいただいて、リピーターとしていろいろな、南三陸町の応援をしていただくということも含めて、今、さ

さまざまな取り組みをしてございます。そういう方々においでをいただきて、町の活力につなげていきたいというふうに思っておりますし、それから、入谷にいりやどができまして、大正大学が中心になって研修センターを建設をしました。その後に増築をしていただきまして、そこに8月、9月かな、2カ月、大正大学の地域創生学部の生徒さん、40人ぐらいだと思いますが、南三陸町のさまざまな研究、勉強をしてまいりましたので、今、1年生の方々がおいでいただきましたが、2年後、3年生になったら、またおいでをいただきて、今回勉強した成果を、2年後に南三陸町のまちづくりとしての提言をいただくというふうな取り組みをしてございますので、本当にさまざまな大学の方々がいりやどに入って、南三陸町のいろいろな方々と交流を含めてやってございますので、少なくとも、そういう方々が、ある意味南三陸町のさまざまなお力になっていただけるものというふうに認識はいたしております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 全国に15万人以上の方々のボランティア、全国からおいでいただいたということなんですけれども、やはりそういう人たちを大事にして、リピーターとして、この町に復興を見にきていただく。そして、海山里の食べものを食べていただく、自然に親しんでもらう、そういうところの波及効果を大にしていくと、少しは人口増にもつながっていくのかなと思われますので、この辺も力を入れてやっていただきたいと思います。後で、このボランティアの関係については仮設住宅等の問題で、次の問題のとき触れさせていただきますけれども、大事な要因の一つだと思います。

それから次に、インバウンドの受け入れなんですけれども、去年あたりから大分当町にもインバウンドで台湾、それから中国などからも来ている方々が多いわけです。全国的にも何十万という人たちがかなり来ているようなんですけれども、その辺についての当町の受け入れと今後の対策をお伺いいたします。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） インバウンドの関係で言いますと、うちの町は、とりわけ震災以降おいでいただいているのが、台湾の皆さん方においでをいただきてございます。町としても、そういう台湾のインバウンドについては、県と連携をしながら力を入れているところでございますし、ご案内のとおり、宮城県も台湾を集中的にインバウンドの誘致ということで、何度も何度も、8月には知事がお邪魔をさせていただいて、そういうインバウンドの誘致の運動を展開してございます。

ご承知のように、うちの町には、もう既に台湾の高校生、9戸がうちの町に民泊ということ

でお入りをいただいておりますし、先日、台南市の台南市台日友好交流協會の各理事長さんを含め、高校の校長先生方10人ほど、うちの町においてになりました、私の方からもいろいろ説明をさせていただきましたが、その中から、新しくまた南三陸町に研修旅行といいますか、教育旅行ということでお入りになるということが、内々に決まってございますので、そういった、我々の今までインバウンドを含め取り組んできた成果が、少しずつ実を結んできたということがございます。

半面、インバウンドだけではなくて、我々はアウトバウンドも考えなければいけないというふうに思っております。基本的に、これからも長い相互交流を続けていくということは、これから大事なご縁をつなぐためには、やはりお互いに行ったり来たりという相互関係をつくらないと長続きはしないというふうに思っておりますので、今後、南三陸町としては、インバウンドの誘致も含めて、あるいは逆にこちらからアウトバウンドということの取り組みをしっかりとしていく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 主に台湾のほうから来ているようですが、この町のPRとして、来ていただいた方が当町、被災地をどのように見ているのか。感じたことでいいです、その成果というものをお説明願います。

○議長（星 喜美男君） 佐藤町長。

○町長（佐藤 仁君） 基本的に、高校生の皆さんがあなたの町においていただくのは、まず一つの目玉として民泊です。普通のご家庭に泊まって、それぞれのご家庭の方々と交流をして、日本の生活を体験するということが、あなたの町に来る方々の大変大きな一つの要因になってございます。

そういう中で、うれしいことなんですが、先ほどこれまで9校の台湾の高校生が来て、日本に来たときの感想文を書きまして、その感想文が、あなたの町の南三陸で体験したことを書いたんですが、その感想文が台湾で最優秀を、第1席をとったということですので、大変、その関係でいくと、台湾の中でも南三陸町という名前が少しずつでも浸透していったというふうな受けとめ方をさせていただいております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） もしうまければ、その中身、どのようなことが、南三陸町に来た子供たちに映っていたのか、聞いた話でもいいですので、どのように映ったのか、その辺お聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） その感想文の中に書いてあったことということで申しますと、被災地を訪れたと。初めは言葉の通じない家族のところに入っての不安があったんですけど、受け入れの温かさに、一気にその不安が解消されて、さらに被災の中で、その民泊された家庭も被災されたそうなんですけれども、そこから立ち上がって頑張っている姿に、諦めるなというメッセージを強く感じたというような内容になっておりました。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 大変、そのお子さんにとっては印象深いことだったので、自分自身も力強く、ここに来てそういうメッセージをいただいて、力強く生きるんだということを肌で体験したものと思われます。

そういうことが台湾にも、全世界にも、逆に、この被災地でつらい思いをしながら自立して暮らしていっている人たちがそんなにいるよということを、向こうで広くお知らせしていくだけると、この地もそういう効果に、一度は被災したけれども、そういう世界の人たちに役立っているのかなという思いがしてきます。

そこで、民泊なんですけれども、今はどのぐらいの民泊の人たちに協力していただいているのか、今後、どのようにそれを推移していくのか、その辺お知らせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 民泊家庭は、現在、登録数で30軒ほどなんですけれども、やはり一般家庭ですので、事情を酌みながら安定的に運営できる数で言いますと、やはり20軒を下回ります。そういうところでは、まだまだ需要に十分な軒数ではありませんので、今後の復興の中で、受け入れ家庭をさらにふやしていけるような努力をしていくということで、観光協会と連携してございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 軒数というと30軒、常時やってもらうところが20軒ということで、需要には満たないということなんですけれども、こういった家庭的な雰囲気を高校生だから持つと、思春期、今の高校生というと台湾の人たちも18ぐらいの人たちだと思われますけれども、すごく家庭の温かみというものは必要とする年齢かなと思われますので、ぜひこの辺も、町を挙げて取り組んでいただきたいと思います。

それから次に、観光客の受け入れなんですけれども、現在はこの受け入れはどのような人数、そしてどのような流れになっているのかお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 観光客の全体的な人数につきましては、これまでいろいろな機会に申し上げてきている数字で申しますと、一旦、30万とかまで落ちたんですが、結果的に盛り返して80万まで、震災後、戻っております。目標としては、震災前の100万を目標にしているんですけども、実際、ボランティアの減少などによって、少し減少が見られる、その分の減少がやはり見られておりますので、震災後は、従来のいわゆる一般の観光客をどのようにして確保していくかということと、それからやはり、南三陸に対するコアなファンといいますか、リピーターとしておいでいただけの方々の確保ということで、ご案内のとおり、観光協会を通じてさまざまな情報発信や、プログラムの開発などを進めているところであります。

宿泊施設の利用状況におきましても、やはり、震災後の建設あるいはボランティア、そういった方々の動向が反映しまして、その変動が安定しないような状況にはありますので、やはり今後は、一般観光客の確保が大事なのかなということで取り組んでございます。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 宿泊施設の確保が大事と、今のお話でしたけれども、高校生や大学生についていりやどさん、そのほかホテルさんとか民宿さんがあろうかと思われますけれども、その辺の入りのほうはどうのようになっているか、わかっている範囲でいいですでお願いいたします。

○議長（星 喜美男君） 産業振興課長。

○産業振興課長（高橋一清君） 個別のちょっと資料、今、手元にございませんので、傾向として申し上げますと、やはりいりやどが新しい棟をふやして宿泊客を伸ばしているような状況だというふうに認識しておりますし、そのほかに、入谷のほうに宿泊施設をつくっている事業者さんなどは、今後もさらに町内で事業展開をしたいというようなことで考えておりますので、宿泊施設そのものが、そういった事業者によって増加傾向にはあるということは言えると思いますが、民宿につきましては、一定程度、現在計画されているところが安定しているような状況かと思いますので、民宿のほうは、本当はもっとふえてほしいんですけども、現状の量かなと。あとホテルさんのほうは、それぞれ季節ごとの企画などを取り入れて誘客に努力しておりますので、そういったところで安定しているかなというふうには思っております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） やはり、ここは観光客、これから伸ばしていく要因が多分にあるのではないかなと思われます。海の宝の水産物、そして山の里のもの、両方ありますから、それに自然のロケーションというものがあります。やはり、民宿さんにもそういうところを補つていただいて、リピーターになってもらうという方法も一つの方法かと思われますので、その辺をPRを生かして観光客の誘致に力を入れていただきたい。

町の様子を、来て、やはり遠くにいて思うのではなくて、一度足を運んできてもらうと、思っていたのと違う、やはりこの現実を見てもらうということが、非常に大事ではなかろうかと思いますので、そしてリピーターになっていただく。それが人口増にもつながっていく要因の一つだろうと思いますので、この辺にも力を入れていただきたいと思います。観光協会さんに任せたから、じゃあ観光協会に丸投げというのではなくて、やはりそこをときどきは、こうやって分析などをして、観光協会に指導していっていただきたいと思います。

それから次に、先ほど話しました空き家バンクのマッチングについては、それ以上、頓挫してしまっているようなんですねけれども、これも非常に重要な、空き家を使って定住対策にはもってこいの場所と思われますけれども、その後、この空き家バンクについては、観光協会に委託したことを記憶していますけれども、その辺は、観光協会との連動、ここはやっていないのか、それで終わってしまっているのか、産業振興課のほうで、たしか空き家の調査を続けて、地方創生のほうはそれで終わってしまっているのか、せっかく探したのを、もっともっとあると思うんですよ。今、歌津の払川のほうでは、民家を改装して何人か住んでいることもありますので、この辺に力を入れていくのか、いかないのか、その辺、お考えをお聞かせください。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） まず1点、空き家バンクにつきまして、まだ構築しておりませんので、当然ながら、他の団体に委託ということも当然ございません。昨年度の調査の結果を踏まえて、今、どのような形の空き家バンクが最もこの町に適しているのかを検討中でして、もうしばらくお時間をいただければと思っております。

確かに、空き家を利用して移住されている方とか、リフォームされて住みたいということで、ご相談に見えられている方もいらっしゃいます、現実に。当然、まだ空き家バンクというのを立ち上げていませんので、そこは職員のわかる範囲で対応させていただいているということでございますので、ご理解いただければと思います。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） では、そのバンクの窓口となるものも、できてない状態なんでしょうか。
窓口はどこかにつくる予定もあるんでしょうか。

○議長（星 喜美男君） 地方創生・官民連携推進室長。

○地方創生・官民連携推進室長（檀浦現利君） 空き家バンクを構築する際に、町が直接窓口となるのがいいのか、例えば、とある市さんのように宅建協会にそこを委託するなりとか、町の不動産業をされている方にお願いするのがいいのか、そこも踏まえて、今、検討しております。

今、窓口として開設しているのは、移住総合窓口ということで、空き家等は関係ないところについて、窓口を委託しております。

○議長（星 喜美男君） 及川幸子君。

○3番（及川幸子君） 移住総合窓口は、当課のほうでなさっているんでしょうか。はい、わかれました。

それでは、ここの1点目の人口増につながるための要因と歯どめと国の補助事業のほうは、以上をもって終わりに、との時間がありますので終わりにしたいと思います。

○議長（星 喜美男君） ちょっとお待ちください。間もなく4時を報せんとしておりますが、議事の関係上、及川幸子君の一般質問終了まで時間延長したいと思います。これにご異議ありませんか。（「皆さん悪いね。申しわけないです」 「あしたもまた、あしたもありますから」 「延会で、明7日」の声あり）

お諮りいたします。

本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することにいたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（星 喜美男君） ご異議なしと認めます。よって、本日は議事の関係上、これにて延会することとし、明7日午前10時より本会議を開き、本日の議事を継続することといたします。本日はこれをもって延会といたします。

午後3時54分 延会

